

こころの健康センター所報

令和5年度



さいたま市PRキャラクター



さいたま市こころの健康センター

はじめに

令和6年1月1日に石川県能登地方を震源とする強い地震が発生しました。尊い命が失われ、大変な苦しみが続いている被災地の皆様に、深い哀悼の意を表しますとともに、心からお見舞いを申し上げます。

さいたま市こころの健康センターは、さいたま市が政令指定都市になった平成15年4月に精神保健福祉センターとして開設され、これまで多くの方々にお力添えいただき、今年4月で開設21周年を迎えることができました。ここに、令和5年度の取り組みを所報としてまとめましたので、皆様にお届けします。

本市では令和3年度4月から総合振興計画として、「2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」がスタートし、令和5年度につきましては、前年度から引き続き、このプランにおける実施計画においても掲げられている「メンタルヘルスの推進」、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」、「ひきこもり対策の推進」の三事業を柱として取り組んでまいりました。「メンタルヘルスの推進」では、多様かつ複合的な原因及び背景を有する自殺への対策として、令和2年度より開催している「暮らしの困りごとと、こころの総合相談会」を弁護士会、司法書士会の協力のもと、令和5年度も継続して実施いたしました。また、「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」の一環として行っている「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」では、対象区域を拡大し、引き続き、保健、医療、福祉等の関係機関による連携のもと、精神科医師、精神保健福祉士、保健師、看護師等の多職種の協働により、訪問等の支援を行ってまいりました。

大規模災害や新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化、物価高騰による景気の悪化等の様々な要因により、未だ先の見えない社会状況に不安やストレスを感じる方や、精神の不調を訴える方々に、今年も相談・支援をはじめとして、こころの健康についての情報提供等を行ってまいります。

当センターは、これからも市民の皆様のこころの健康の保持と増進に努め、本市の精神保健福祉の向上のために、積極的に課題に取り組み、関係機関との連携を図りながら活動していきたいと思っております。引き続き皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

令和6年10月

さいたま市こころの健康センター
所長 久保 巨樹

目 次

I こころの健康センター概要

1 沿革	1
2 機構	2
3 職員構成	2
4 事業体系図	3

II 事業概要

第1章 技術指導及び技術援助

1 概要	5
2 関係機関に対する技術援助	5
3 精神保健福祉士の区役所派遣事業	6
4 さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業	7

第2章 教育研修

1 概要	9
2 研修実績	
(1) 基礎研修	10
(2) 専門研修	12
(3) 地域支援研修	12
(4) 講師派遣依頼による研修	16
(5) スーパービジョン	17

第3章 普及啓発

1 概要	19
2 こころの健康セミナー	19
3 自殺対策に関する講演会	19
4 災害時の心のケア等に関する普及啓発	19
5 講師派遣依頼等による講演会	20
6 刊行物等	20

第4章 調査研究

1 新型コロナウイルス感染症にかかる心の健康相談（電話相談）について	22
2 子どもの精神保健相談室における電話相談の自傷・自殺関連について	24

第5章 精神保健福祉相談

1 概要	26
2 個別相談	26
3 こころの電話	33

第6章	組織育成	
1	概要	35
2	さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会	35
第7章	自殺対策推進事業	
1	概要	36
2	自殺対策医療連携事業（GPEネット事業）	36
3	普及啓発	39
4	研修（第2章 教育研修 参照）	40
5	グループ事業	40
6	自殺対策関連 個別相談会	41
7	若年層対策事業	41
第8章	依存症対策事業	
1	概要	42
2	個別相談	42
3	グループ事業	43
4	普及啓発	44
5	研修（第2章 教育研修 参照）	44
6	技術指導及び技術援助	45
7	地域連携	45
第9章	ひきこもり対策推進事業	
1	概要	46
2	ひきこもり相談センター	46
3	グループ事業	50
4	リレートサポーター養成研修	52
5	リレートサポーター訪問等事業	52
6	リレートサポーターフォローアップ研修	53
7	普及啓発	53
8	研修（第2章 教育研修 参照）	53
9	技術指導及び技術援助	53
10	ひきこもり対策連絡協議会	54
第10章	子どもの精神保健相談室	
1	概要	55
2	個別相談	55
3	グループ事業	57
4	子どもの心理教育プログラム	59
5	研修（第2章 教育研修 参照）	60
6	普及啓発	60

第 11 章	精神医療審査会に関する事務	
1	概要	61
2	開催状況	61
3	審査状況	62
第 12 章	精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療費（精神通院医療）支給の判定に関する事務	
1	概要	63
2	開催状況	63
3	判定状況	63
第 13 章	こころの健康センター運営協議会	
1	概要	65
2	協議会の構成	65
3	開催状況	65
 Ⅲ 資料編		
1	さいたま市こころの健康センター条例	67
2	さいたま市精神医療審査会運営要綱	69
3	さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療費支給判定委員会運営要領	76
4	さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱	78
5	さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱	79
6	さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議設置要綱	82
7	さいたま市こころの電話相談員設置要綱	84
8	さいたま市ひきこもり対策連絡協議会設置要綱	86
9	さいたま市リレートサポーター委嘱等に関する要領	89
10	さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱	91
11	さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業実施要綱	93

凡 例

- 1 研修講師等の所属団体名、役職等は開催当時のものとする。
- 2 III資料編は発行日現在、最新のものとする。
- 3 研修講師が当センター職員の場合、原則として職名のみの記載とする。
- 4 敬称は略す。

I こころの健康センター概要

1 沿革

平成13年度

- 5月 3市（旧浦和、旧大宮、旧与野）合併により「さいたま市」誕生
保健衛生部健康増進課内に、精神保健福祉センター準備担当（事務職2名）を配置
- 10月 第1回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議
- 11月 第2回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議
- 1月 精神保健福祉センター準備担当に事務職1名を増員
第3回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議

平成14年度

- 4月 保健衛生部に保健施設準備室設置（埼玉県自治会館内）
精神保健福祉センター準備担当に事務職4名、精神保健福祉士4名、保健師2名を配置
- 5月 埼玉県立精神保健福祉センター等における実務研修を開始（5月～12月）
- 6月 第4回（仮称）さいたま市こころの健康センターの整備に関する検討会議（最終回）
- 10月 精神保健福祉センター準備担当に精神科医師1名を配置
こころの健康センター改修工事完了
- 12月 精神保健福祉センター準備担当が、こころの健康センター開設予定地へ移転
- 3月 こころの健康センター内覧会の開催

平成15年度

- 4月 さいたま市が政令指定都市に移行
こころの健康センター開設（職員12名体制）
※精神科医師1名、精神保健福祉士5名、保健師2名、臨床心理士1名、事務職3名
- 10月 精神科医師1名を増員（職員13名体制）

平成17年度

- 5月 さいたま市と岩槻市が合併

平成19年度

- 7月 こころの健康センター内に「子どもの精神保健相談室」を設置

平成24年度

- 1月 こころの健康センター内に「ひきこもり相談センター」を設置

平成29年度

- 2月 こころの健康センターが、子ども家庭総合センター開設予定地へ移転
- 4月 子ども精神保健相談係を設置

平成30年度

- 4月 子ども家庭総合センター開設
- 10月 こころの健康センターが依存症相談拠点機関に選定

令和3年度

- 4月 地域支援係を設置

（令和6年3月31日現在）

2 機構

(令和6年3月31日現在)

所 長 (事務)	管理係 (6名)					
	係 長 (事務)	1名	主 査 (事務)	1名		
	主 任 (精神保健福祉士)	1名	主 任 (事務)	1名		
	主 事 (事務)	2名				
	精神保健福祉係 (12名)					
	係 長 (保健師)	1名	主 査 (精神保健福祉士)	3名		
	主 査 (保健師)	1名	主 任 (精神保健福祉士)	1名		
	主 事 (精神保健福祉士)	3名	主 事 (心理)	2名		
	保 健 師	1名				
	地域支援係 (9名)					
	係 長 (精神保健福祉士)	1名	主 任 (精神保健福祉士)	4名		
	主 事 (精神保健福祉士)	4名				
	子ども精神保健相談係 (5名)					
	所長補佐〔兼〕係長 (保健師)	1名	主 査 (保健師)	1名		
	主 任 (精神保健福祉士)	2名	主 任 (心理)	1名		
	主 幹 2名 (医 師 1名 保健師 1名)					

※主幹 (医師) は他部署との兼務

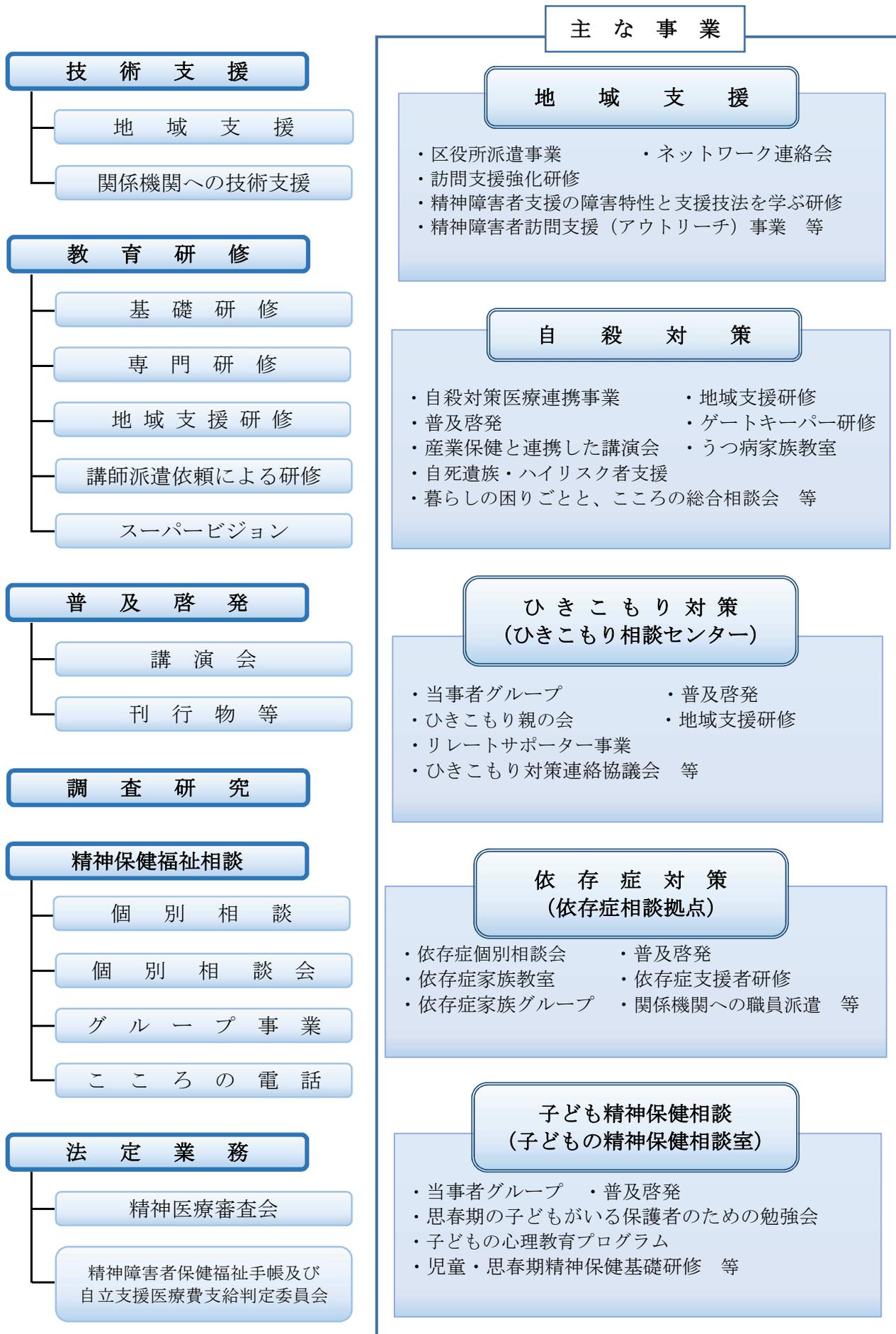
3 職員構成

(令和6年3月31日現在)

係名	医師	保健師	精神保健福祉士	心理	事務	合計
	1	1			1	3
管理係			1		5	6
精神保健福祉係		3	7	2		12
地域支援係			9			9
子ども精神保健相談係		2	2	1		5
合 計	1	6	19	3	6	35

※上記35名のほか、7名の会計年度任用職員が在籍

4 事業体系図



II 事業概要

第1章 技術指導及び技術援助

1 概要

地域精神保健福祉活動を推進するため、関係機関に対し職員の派遣等によりコンサルテーション（助言・指導）を行っている。

また、依頼に基づき、精神保健福祉に関連する事例検討会（ケースカンファレンス）や会議等へ講師派遣を行っている。

平成26年度より開始した精神保健福祉士の区役所派遣事業は、平成28年度に全区派遣を達成し、以降継続している。

2 関係機関に対する技術援助

関係機関におけるケースカンファレンス等への参加や個別での相談に応じ、専門的立場から当該機関のケース処遇に協力した。

（単位：回）

機 関	コンサルテーションCC※等
保健所	0
保健センター	0
福祉事務所	37
教育機関	2
医療機関	44
児童相談所	0
子ども家庭総合センター内機関	13
保護観察所	14
依存症関連機関	16
若者自立支援ルーム	3
その他	7

※CC：ケースカンファレンス（以下、表中において同じ）

3 精神保健福祉士の区役所派遣事業

区役所における精神保健福祉に関する相談に対応するため、精神保健福祉士を各区役所に派遣し、専門的な立場から技術支援を行っている。

区役所職員からの相談に応じ、面接や訪問の同席、同行、ケースカンファレンス等への出席、関係機関との連絡調整、区役所等主催の研修講師を行っている。

令和5年度は、週1.5日は南区役所と北区役所へ、週1日は大宮区役所・見沼区役所・浦和区役所へ精神保健福祉士を派遣し、また、西区役所・中央区役所・桜区役所・緑区役所・岩槻区役所へ週1回半日の出張支援を行った。

相談機関別件数

実人数 (単位：人)

機関	実人数
福祉課 (福祉まるごと相談 窓口含む)	290
支援課	36
高齢介護課	12
保健センター	34
保健所	1
その他	15
合計	388

延べ件数 (単位：件)

機関	相談	面接	訪問	電話 相談	合計
福祉課 (福祉まるごと相談 窓口含む)	856	229	316	288	1,689
支援課	90	31	31	106	258
高齢介護課	18	3	3	8	32
保健センター	38	11	6	54	109
保健所	4	6	0	27	37
その他	56	21	9	79	165
合計	1,062	301	365	562	2,290

精神保健福祉士の区役所派遣事業



市民にとって身近な区役所で、より迅速で専門的な相談を受けることができるようになることを目指す

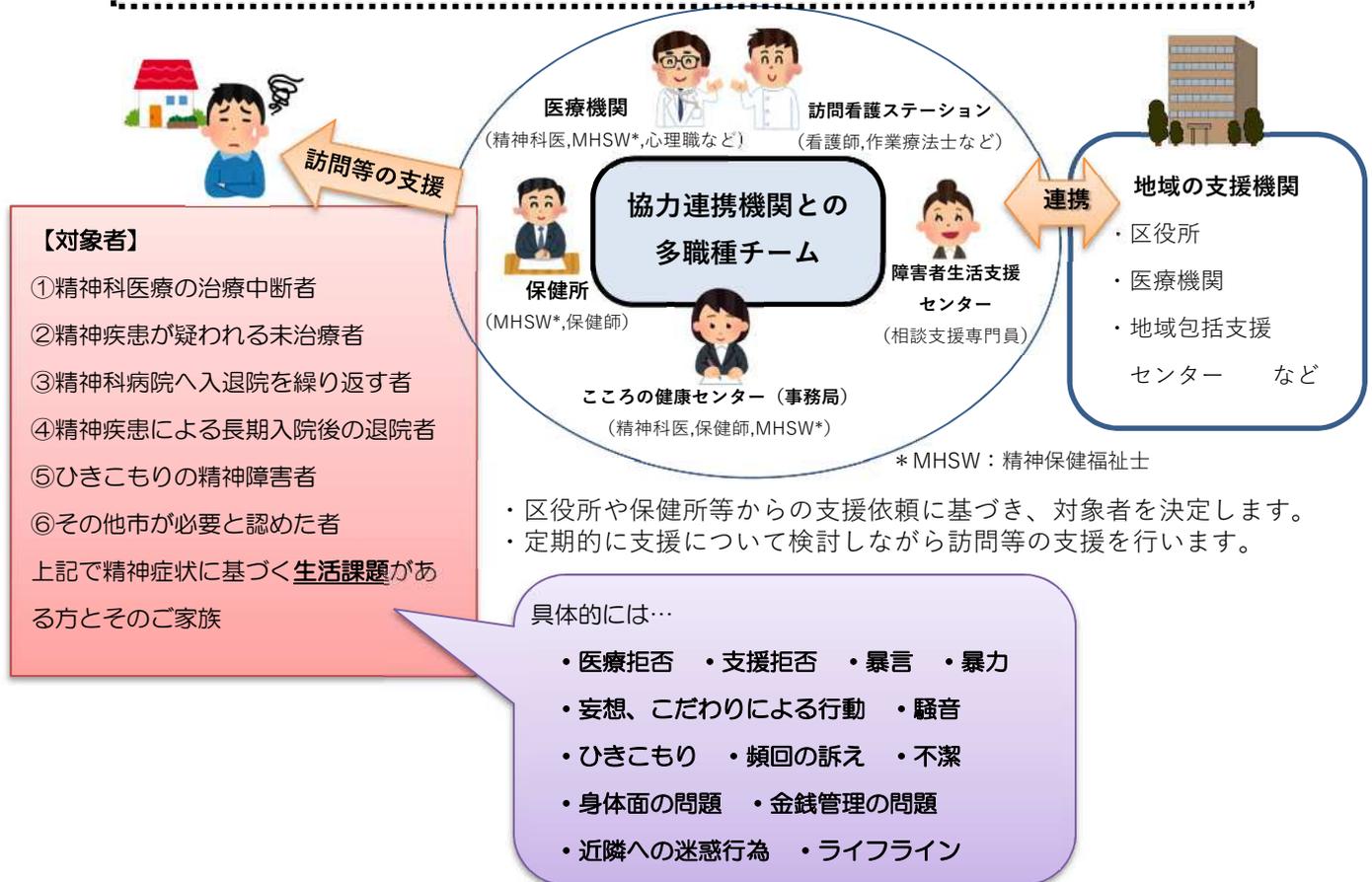
4 さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

平成31年4月より、見沼区・緑区をモデルエリアとして「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業」を開始した。令和3年4月より見沼区・緑区・北区・南区において「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」を開始した。令和4年度に、大宮区・浦和区を加え、令和5年度は、西区・桜区を加えた8区において事業を実施した。

本事業は、未受診・医療中断等により日常生活に困難を生じている精神障害者及びその家族等を支援対象とし、訪問支援にあたっては、地域の協力連携機関と多職種・多機関によるケア会議を定期的に行い、支援方針を検討しながら、対象者の状態に合わせて職種を選定し、訪問支援を行っている。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

精神障害者の方が、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れるように、保健・医療・福祉の多職種チームが訪問等で本人やご家族の支援を行います。



(1) ケア会議開催実績

令和3年度	令和4年度	令和5年度
7回	16回	18回

(2) 対象者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	12人 (うち1人終了)	14人 (うち1人終了)	16人 (うち3人終了)

(3) 支援実績

・延べ件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問	329件	322件	384件
面接	82件	23件	21件
電話	201件	99件	170件
手紙	64件	6件	14件
メール	36件	43件	22件

・訪問実件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数 合計	249件	224件	277件
協力連携機関との訪問	121件	123件	112件
再（医師同行の訪問）	(46件)	(53件)	(28件)
事務局のみの訪問	128件	101件	142件
協力連携機関のみの訪問	0件	0件	23件

第2章 教育研修

1 概要

本市の精神保健福祉に関する相談窓口は、当センターのほか、保健所や各区役所の保健センター、福祉事務所等がその役割を果たしている。当センターでは、それら関係機関の職員をはじめ、地域対象に、精神保健福祉に関する援助技術向上を目的として日常の相談業務に必要な基礎知識・専門的知識等の習得を図る各種研修を実施している。研修体系は、次に示すとおりである。

【研修体系】

(1) 基礎研修

- ① 精神保健福祉基礎研修
- ② 児童・思春期精神保健基礎研修

(2) 専門研修

- ① 精神保健福祉専門研修Ⅰ
- ② 精神保健福祉専門研修Ⅱ
- ③ 精神保健福祉専門研修Ⅲ

(3) 地域支援研修

- ① 地域支援研修（自殺対策）
- ② ゲートキーパー研修
- ③ 依存症支援者研修
- ④ ひきこもり対策推進事業地域支援研修
- ⑤ 訪問支援強化研修
- ⑥ 精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修

(4) 講師派遣依頼による研修

(5) スーパービジョン

- ① 依存症職場内職員研修
- ② ひきこもり相談センター職場内職員研修
- ③ 子どもの精神保健相談室職場内研修

2 研修実績

(1) 基礎研修

① 精神保健福祉基礎研修

保健センターや福祉事務所等、精神保健福祉相談業務に携わる本市職員を対象に、相談に係る基礎知識の習得や技術の向上などを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
5月29日(月)	講義 「精神疾患の基礎知識」 講師 医師	子ども家庭総合センター	55名
	講義 「精神保健相談のすすめ方について、家族支援について」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「自殺関連・自傷行為の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「依存症の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「発達障害の基礎知識・発達障害者への支援と障害者総合支援センターの業務内容について」 講師 障害者総合支援センター 発達障害者支援係 主査(心理) 新藤 洋明 主事(福祉) 菊地 義徳		
5月30日(火)	講義 「こころの健康センター事業案内」 講師 保健師	子ども家庭総合センター	56名
	講義 「子どもの精神保健相談室について、思春期の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「保健所 精神保健課の業務について」 講師 保健所 精神保健課 主任(精神保健福祉士) 色摩 美沙		
	講義 「ひきこもりの相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「地域支援系の事業について、医療観察法について」 講師 精神保健福祉士		

② 児童・思春期精神保健基礎研修

保健センターや福祉事務所等、精神保健福祉相談業務に携わる本市職員、市内の関係機関職員等を対象に、児童・思春期の精神保健に関する基礎的な知識及び技術の習得、並びに支援技術の向上を目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
8月10日(木)	講義 「アタッチメント」 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏	子ども家庭総合センター	58名
	講義 「児童・思春期の心理」 講師 嵐山学園 施設長 児童精神科医 早川 洋 氏		
	講義 「児童・思春期のメンタルヘルス」 講師 子ども家庭総合センター 参事 医師 加藤 郁子		
	講義 「境界線～安心・安全な支援者になるために～」 講師 保健師		
8月17日(木)	講義 「暴力の影響と支援」 講師 保健師	子ども家庭総合センター	64名
	講義 「トラウマインフォームドケア」 講師 子ども家庭総合センター 参事 医師 加藤 郁子		
	講義 「家族や子ども相談の受け方」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「アセスメントと支援の実際」 講師 心理		

(2) 専門研修

保健センターや福祉事務所等、精神保健福祉相談業務に携わる本市職員、市内の関係機関職員等を対象に、相談に係る専門的知識の習得を目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
10月5日(木)	精神保健福祉専門研修Ⅰ 講義・実技 「機能不全家族の中の子どもへの支援 ～こころまんなかひろばを体験してみよう～」 講師 保健師 等	子ども家庭総合センター	16名
11月17日(金)	精神保健福祉専門研修Ⅱ 講義・グループワーク 「児童・思春期の摂食障害の基礎 ：早期発見・早期対応の重要性」 講師 獨協医科大学埼玉医療センター 子どものこころ診療センター センター長 作田 亮一 先生		61名
11月30日(木)	精神保健福祉専門研修Ⅲ 講義 「ネットやゲームに依存する子どもたち ～ゲームを中心とした問題と支援～」 講師 平成国際大学 教授 水國 照充 氏 (公認心理師・臨床心理士)		72名

(3) 地域支援研修

① 地域支援研修（自殺対策）

地域の医療機関・支援機関等、地域の保健・医療・福祉分野の支援者を対象に、資質の向上を目的として自殺対策に関する研修を実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	開催方法	受講者数
2月14日(木)から 3月4日(月)まで	講義 「身近な人を自死で亡くした方への支援を考える～当事者と支援者の立場から～」 講師 いのち支える自殺対策推進センター (JSCP) 菅沼 舞 氏	動画配信 サイトによる期間 限定配信	47名

② ゲートキーパー研修

ゲートキーパー養成研修

精神保健福祉相談業務に携わる本市職員や、地域包括支援センター等関係機関職員を対象に、自殺の危機にある方へ早期対応できる中心的役割を果たす人材育成を目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
6月16日(金)	講義 「ゲートキーパースキルワークショップ」 ～自殺危機初期介入スキルワークショップ～	子ども家庭 総合センター	23名
10月13日(金)	講師 保健師・精神保健福祉士		20名

市職員向けゲートキーパー入門研修

市民の自殺予防を図るために、多くの本市職員が自殺の危機にある人に気づき、ゲートキーパー(門番)として初期介入できるようになることを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	開催方法	受講者数
6月27日(火)から 3月6日(木)まで	講義 「市職員向けゲートキーパー入門研修 ～悩んでいる人に気づき、つなぎ、見守るために～」 講師 心理	DVD 視聴	106名

消防局職員向けゲートキーパー研修

日常的に緊急対応にあたる消防局職員が、精神的な悩みを抱える方への初期介入の基本を学ぶことにより、市民や同僚の精神的な悩みや自殺の危機に適切な対応が行えることを目的とし実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会場	受講者数
7月14日(金)	講義 「消防職員向けゲートキーパー研修」	消防庁舎	22名
8月4日(金)	講師 心理・精神保健福祉士		23名

③ 依存症支援者研修

地域で依存症支援に関わる支援者を対象に、依存症支援の質的向上及び関係機関同士の連携を強化することを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
10月26日(木)	講義 「依存症の基礎知識」 講師 医療法人 秀山会 白峰クリニック 院長 精神科医師 山崎 聞平 氏	子ども家庭総合センター	56名
	講義 「依存症の背景にある生きづらさへの理解」 講師 遠藤嗜癖問題相談室 共同代表 精神保健福祉士・社会福祉士 藤本 隆幸 氏		
	講義 「当事者、家族による体験談」 講師 公益社団法人 埼玉県断酒新生会 (当事者) NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会 (家族)		

④ ひきこもり対策推進事業地域支援研修

地域の支援者が、ひきこもり支援に関する適切な知識を深め、相談支援技術の向上、円滑な関係機関連携を図ることにより、ひきこもり支援体制を充実させることを目的として実施した。

テーマ	「ひきこもりの方とそご家族への対応 ～状況に変化が見られないケースを考える～」		
開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
2月26日(月)	講義 「ひきこもりの方への関わり方 ～医療機関の立場から～」 講師 白峰クリニック 臨床心理士・公認心理師 富田 俊之 氏	子ども家庭総合センター	38名
	事例検討 (グループワーク)		

⑤ 訪問支援強化研修

「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」に向けた関係者研修として、「さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業」に関わる関係機関の職員を対象に実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
10月12日(木)	内容 事例検討、講義 講師 こころのホームクリニック世田谷	子ども家庭総合センター	14名
2月15日(木)	精神科医 伊勢田 堯 氏		13名
3月7日(木)	講義 「対話的技術向上のための学びと実践 ～オープンダイアログにふれてみよう～」 講師 だるまさんクリニック 精神科医 西村 秋生 氏		29名

⑥ 精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修

さいたま市内の指定特定相談支援事業所に従事している相談支援専門員を対象に、障害者分野、介護分野の双方に対し、精神障害の特性に応じた適切な支援が提供できる地域支援従事者を養成することを目的として実施した。

開催日	内 容 ・ 講 師	会 場	受講者数
5月29日(月)	講義 「本研修の目的と精神障害者の総論的理解」 講師 精神保健福祉士	子ども家庭総合センター	18名
	講義 「精神疾患の基礎知識」 講師 医師		
	講義 「精神保健相談のすすめ方」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「自殺関連・自傷行為の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「依存症の相談に関する基礎知識」 講師 精神保健福祉士		
	講義 「発達障害の基礎知識・発達障害者への支援と障害者総合支援センターの業務内容について」 講師 障害者総合支援センター 発達障害者支援係 主査（心理） 新藤 洋明 主事（福祉） 菊地 義徳		

6月5日(月)	講義 「当事者の思い（サービス利用の観点から）」 講師 公益社団法人やどかりの里やどかり情報館（当事者）	18名
	講義 「社会資源と連携について」 講師 見沼区障害者生活支援センターやどかり 所長 三石 麻友美 氏	
	講義 「グループワーク（当事者の思い、社会資源と連携を受けて）」 講師 精神保健福祉士	
	講義 「グループワーク（事例検討）」 講師 精神保健福祉士	

（４）講師派遣依頼による研修

関係機関等からの依頼に基づき、講師として職員を派遣し精神保健福祉に関連する研修会等を行った。

開催日	事業名・テーマ等	依頼元	講師
5月16日(火)	ひきこもり支援について ～中高年のひきこもりに着目して～	シニアサポートセンター ザイタック	保健師 外1名
7月21日(金)	新任地域保健従事者研修 「他職種を理解しよう」	保健所管理課	精神保健 福祉士
7月24日(月)	学校カウンセリング応用研修 「自傷行為」	教育委員会	保健師
7月27日(木)	出前講座 「あなたもゲートキーパー～誰もがで きる自殺予防～」	大宮地区保護司会	精神保健 福祉士
7月29日(土)	ノーマライゼーション教育ネットワー ク研修会「うつ病について」	ノーマライゼーション 教育ネットワーク	精神保健 福祉士
9月25日(月)	埼玉協同病院フィールドワーク研修 「依存症を抱えた方の相談・対応方 法」	埼玉協同病院	精神保健 福祉士 外1名
10月16日(月)	ユースアドバイザー ～スキルアップ研修～	青少年育成課	精神保健 福祉士
10月19日(木)	「メンタルヘルスに課題のある方の対 応について」	人権政策・男女共同参画課 男女共同参画相談室	心理 外2名
11月10日(金)	出前講座 「お酒との上手な付き合い方」	仲町公民館	精神保健 福祉士 外1名
11月19日(日)	出前講座 「お酒との上手な付き合い方」	佐知川上自治会	精神保健 福祉士 外1名

開催日	事業名・テーマ等	依頼元	講師
11月22日(水)	精神保健相談対応基礎研修 「さいたま市自殺対策医療連携事業 (GPE ネット) 活用研修」	北区保健センター	精神保健 福祉士 外1名
11月22日(水)	さいたま市食生活改善推進員養成講座	各区保健センター	精神保健 福祉士 外1名
12月5日(火)	健康相談員情報交換会 「身体疾病に伴う精神的な影響について」	健康相談室	保健師
12月18日(月)	ケースの背景にある生きづらさへの理解と支援	岩槻区保健センター	保健師
1月11日(木)	出前講座 「お酒との上手な付き合い方」	下宝来自治会	精神保健 福祉士 外1名
1月31日(水)	ウエルシア薬局薬剤師向け ゲートキーパー研修	ウエルシア薬局	精神保健 福祉士
2月2日(金)	精神保健相談対応基礎研修 「境界線とセルフケア」	北区保健センター	精神保健 福祉士 外2名
3月11日(月)	見沼区支援課連絡協議会 「アセスメントについて」	見沼区支援課	保健師
3月22日(金)	さいたま市児童自立生活援助事業者 研修会「ゲートキーパーについて」	子ども家庭支援課	精神保健 福祉士 外1名
3月29日(金)	出前講座 「お酒との上手な付き合い方」	関東自動車株式会社	精神保健 福祉士 外1名

(5) スーパービジョン

各相談支援における、当センター職員の知識と技術の向上を目的とし、事例検討等、研修会を実施した。

① 依存症職場内職員研修

開催日	内容・講師	受講者数
5月25日(木)	内容 アルコール問題のアセスメント (AUDIT) 講師 学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 専任教員 岡崎 直人 氏	6名
3月7日(木)	内容 アルコール依存症自助グループについて理解を深めよう 講師 AA (アルコールリクス・アノニマス) メンバー	17名

② ひきこもり相談センター職場内職員研修

開催日	内 容 ・ 講 師	受講者数
7月10日(月)	内容 事例検討 講師 ひがメンタルクリニック 院長 比嘉 千賀 氏	11名
10月16日(月)	内容 事例検討 講師 特定非営利活動法人子育て応援隊むぎぐみ 喜多見 学 氏	12名

③ 子どもの精神保健相談室職場内研修

開催日	内 容 ・ 講 師	受講者数
9月27日(水)	内容 子どもの精神保健に関する事例検討 講師 児童精神科医 犬塚 峰子 氏	10名
1月24日(水)		9名
10月18日(水)	内容 グループ事業運営に関する助言・事例検討等 講師 嵐山学園 施設長 早川 洋 氏	5名
3月6日(水)		5名

第3章 普及啓発

1 概要

精神保健福祉に関する講演会の開催や各種リーフレット、ホームページ等による普及啓発を行っている。

2 こころの健康セミナー

開催方法	動画配信サイトによる期間限定配信
視聴期間	1月16日（火）から2月27日（火）まで
内 容 ・ 講 師	講義 「怒りとの上手な付き合い方～自分らしく生きるためのセルフケア～」 講師 NPO 法人えじそんくらぶ 代表 臨床心理士 高山 恵子 氏
申込者数	341名

3 自殺対策に関する講演会

産業保健と連携した講演会を、埼玉産業保健総合支援センターとの共催で実施した。

開催方法	動画配信サイトによる期間限定配信
視聴期間	2月14日（水）から3月13日（水）まで
内 容 ・ 講 師	講義 「働く女性のためのメンタルヘルス～それぞれのライフステージから～」 講師 埼玉産業保健総合支援センター 産業保健相談員 林 久美子 氏
申込者数	142名

4 災害時の心のケア等に関する普及啓発

1月1日に発生した令和6年能登半島地震を受け、こころのホームルーム「大きな出来事にあつたときのこころの反応」をホームページおよびSNSに掲載し啓発を行った。また、リーフレット「被災地に支援者を派遣する職場の皆様へ」を作成し、「災害・事件・事故時のこころのケアマニュアル」とあわせて被災地派遣に関連した職場・職員向けに配布し、普及啓発を行った。

5 講師派遣依頼等による講演会

開催日	内容	参加人数
7月27日(木)	教育活動におけるフィールドワーク(烏山高校)「不登校・ひきこもりの理解とその対応 ～安心安全な環境を整える～」	19名
10月10日(火)	大谷中学校 1年生 特別な教科道徳「人と支えあって生きる～境界線について～」	150名
10月19日(木)	リレートサポーター養成研修説明(帝京平成大学)	12名
10月20日(金)	リレートサポーター養成研修説明(埼玉県立大学)	64名
10月27日(金)	リレートサポーター養成研修説明(東洋大学)	150名
11月1日(水)	リレートサポーター養成研修説明(埼玉大学)	15名
11月15日(水)	リレートサポーター養成研修説明(目白大学)	118名
11月24日(金)	リレートサポーター養成研修説明(大正大学)	8名
12月19日(火)	宮原中学校 学校保健委員会 「中学生時代のよい睡眠のために」	68名
1月11日(木)	不登校等児童生徒支援センター(Growth) 「こころの不思議」オンライン教育	52名
1月17日(水)	芝川小学校 学校保健委員会 「思春期の心理と大人の関わり」	45名
1月27日(土)	木崎中学校 新入学生徒保護者 子育て講座「思春期の心理」	140名
2月8日(木)	桜木小学校 学校保健委員会 「思春期の子どもと大人の役割」	42名
2月28日(水)	大谷中学校 3年生 特別活動「思春期の性とこころ」	110名
3月5日(火)	さいたま市社会福祉協議会地区社会福祉協議会役員研修 「ひきこもり支援について～中高年層のひきこもりに着目して～」	109名
3月7日(木)	不登校等児童生徒支援センター(Growth) 「こころの不思議」オンライン教育	35名

6 刊行物等

精神疾患や精神保健福祉に関する知識の普及啓発のため、「こころのホームルーム/パニック症」、マインドフルネスを特集した「咲いたまごころ 第28号」を発行した。

第4章 調査研究

令和5年度は、第25回埼玉県健康福祉研究発表会において発表した。

1 新型コロナウイルス感染症にかかる心の健康相談（電話相談）について

さいたま市こころの健康センター

○嶋田理恵・西尾美恵子・塚田郁・戸矢雅樹・青木和博

2 子どもの精神保健相談室における電話相談の自傷・自殺関連について ～新型コロナウイルス感染症流行後の変化と課題～

さいたま市こころの健康センター

○森由美・沼田由貴・西尾美恵子・久保田恵・松戸紀子・佐藤明

新型コロナウイルス感染症にかかる心の健康相談（電話相談）について

さいたま市こころの健康センター

○嶋田理恵、西尾美恵子、塚田郁、戸矢雅樹、青木和博

1 はじめに

さいたま市では、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、不安などの精神上の問題に関する相談を当センターにて対応している。令和2年度から4年度までの電話相談件数と内容について報告する。

2 実施方法

当センターにおける通常の電話相談の中での対応に加え、令和2年度、3年度は5月の連休、年末3日間の10時から14時に電話相談窓口を開設し実施した。

3 実施結果

通常の電話相談の中で対応した3年間の相談件数は728件。最大値は令和2年4月の115件、その後、同年5月までは100件を超えたが、6月以降は減少し、翌年3月には9件であった。令和2年度の相談件数は488件で最大値は4月の115件。令和3年度の相談件数は179件で最大値は10月の28件。令和4年度の相談件数は61件で最大値は9月の12件であった。

相談者の性別は女性が多く、年代は40代が一番多く、次いで10代、50代が多かった。

相談内容としては、令和2年度、3年度ともに新型コロナウイルス感染症罹患への恐れ不安、ストレスが一番多く、次いで抑うつ、不眠、食欲不振、強迫行動等の精神症状の悪化・出現、子どもの様子（昼夜逆転、ゲーム、関係悪化等）の心配が多かった。令和4年度では、新たに罹患後の後遺症、数は少ないがコロナワクチンに対する不安という相談内容が追加された。

また、5月の連休、年末については、5月の連休には新型コロナウイルス感染症に関する心の健康相談があったが、年末は0件であった。相談対象者の性別に差はなく、年代は60代の相談が最も多かった。



図1 〈電話相談件数、さいたま市新型コロナウイルス陽性者数〉

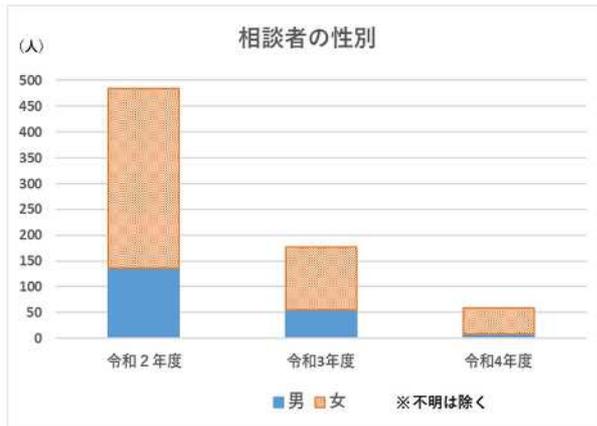


図2〈相談者の性別〉

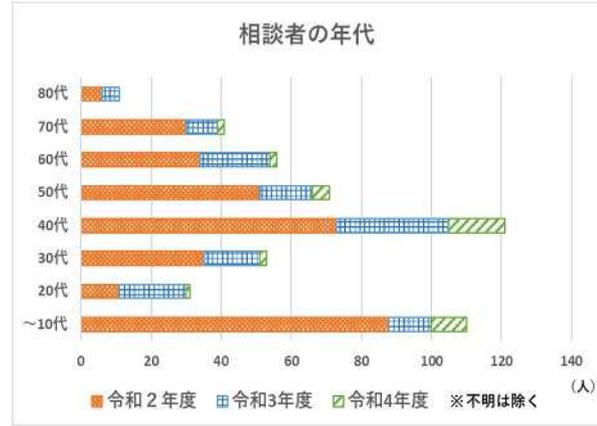


図3〈相談者の年代〉

表1〈主な相談内容〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	罹患の恐れ不安、ストレス	罹患の恐れ不安、ストレス	精神症状の悪化・出現
2	精神症状の悪化・出現	精神症状の悪化・出現	罹患の恐れ不安、ストレス
3	子どもの様子の心配	子どもの様子の心配	子どもの様子の心配
4	家族が一緒にいることでのストレス	外出自粛に伴うストレス	外出自粛に伴うストレス
5	外出自粛に伴うストレス	先の見えない不安	後遺症に関する不安

表2〈連休、年末相談件数〉

	5月		年末	
	電話件数	(再) コロナ相談	電話件数	(再) コロナ相談
令和2年度	27	10	7	0
令和3年度	11	2	5	0

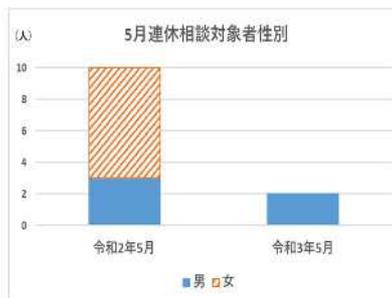


図4〈相談対象者性別〉

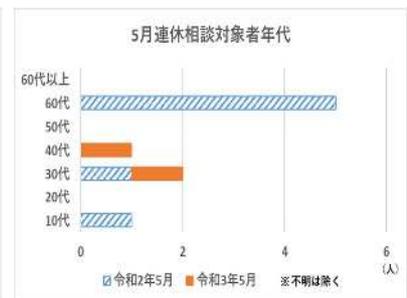


図5〈相談対象者年代〉

4 まとめ

当センターでは、新型コロナウイルス感染症にかかる心の健康相談（電話相談）を通常の精神保健相談の中で行った。相談件数は、新型コロナウイルス陽性者数が発生し始めた令和2年度が最も多く、時間の経過とともに相談件数は減少している。

相談件数が多かった時期は、新しい生活様式を求められ、様々な変化を生じ、社会全体が混乱していた時期と重なる。

今回のような社会全体に混乱を招くような状況下における、精神保健福祉センターの役割としては、日頃から、精神的な不調をきたした市民に対し適切に対応できるよう所内の体制を整えておくとともに、市民が心身の不調に気づき対応できるような普及啓発が必要であると考えます。

子どもの精神保健相談室における電話相談の自傷・自殺関連について ～新型コロナウイルス感染症流行後の変化と課題～

さいたま市こころの健康センター

○森由美 沼田由貴 西尾美恵子 久保田恵 松戸紀子 佐藤明

1 目的

さいたま市こころの健康センター「子どもの精神保健相談室」（以下、当相談室）では、小学4年生から中学3年生の子ども本人（以下、子ども）、家族、関係機関等を対象に、心の問題に関する様々な相談を受けている。令和元年に発生した、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）によって日常生活は一変した。今回、当相談室の電話相談における相談者や相談内容の変化と、今後の課題や支援ニーズ、当相談室の役割等を把握するため、コロナ流行前後の相談状況等について調査したので、報告する。

表1 相談件数（件数）

	H29～R元	R2～R4
男子	687(47.2%)	686(41.6%)
女子	697(47.8%)	871(52.9%)
不明	73(5.0%)	91(5.5%)
合計	1,457	1,648

2 方法

(1) 対象：平成29年度から令和4年度の当相談室の電話相談受理簿。

(2) 調査項目：相談件数、性別、相談内容（複数該当有）。

表2 相談内容（一部抜粋）（件数）

(3) 方法：調査対象の相談受理簿を、コロナ流行前の

3年間（平成29年度～令和元年度。以下、前群）と、

コロナ禍以降の3年間（令和2年度～令和4年

度。以下、以降群）に分け、比較・検討した。

相談内容（重複有）	H29～R元				R2～R4			
	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計
不登校	128	125	5	258	143	165	11	319
発達障害（疑い含む）	198	90	10	298	207	171	13	391
自傷行為	11	83	2	96	24	174	1	199
希死念慮・自殺企図	39	54	1	94	67	105	1	173

3 結果（表1、2及び図1、2参照）



図1 相談件数（年次推移）



図2 相談内容（一部抜粋）（年次推移）

(1) 前群と以降群との比較

相談件数は、前群よりも以降群が多く、約11.7%増加した。相談対象者の性別は、前群では、相談件数の男女差はほとんどなかったが、以降群で男女差が生じ、以降群で女子の相談件数、及び割合が増加した。自傷行為、希死念慮・自殺企図の相談内容（以下、「自傷・自殺」関連の相談）が、以降群で相談件数、及び割合が男女ともに約2倍増加した。

(2) 「女子」の相談件数と「自傷・自殺」関連の相談

女子の相談件数は、前群よりも以降群が多く、約25.0%増加した。女子の相談全体の内、女子の自傷行為は、前群では11.9%（83人/697人）で、以降群では20.0%（174人/871人）だった。また、女子の希死念慮・自殺企図は、前群では7.7%（54人/697人）で、以降群では12.1%（105

人/871人)で、「自傷・自殺」関連の相談がともに以降群で増加していた。

4 考察

(1) コロナ禍以降の電話相談の状況について

コロナ禍以降、当相談室への相談件数は増加していた。特に、「自傷・自殺」関連の相談の増加は、とりわけ女子において顕著だった。これは、コロナ禍で児童・生徒（小学4年生以上）の16.0%が自傷していたという調査結果¹⁾や、コロナ禍以降、全国的に若年層の女子の自殺が増加していること²⁾と、同様の傾向を示した。

(2) 「女子」の相談件数と「自傷・自殺」関連の相談増加の背景について

コロナ禍以降、当相談室の女子の相談と女子の「自傷・自殺」関連の相談が増加していた。コロナの感染拡大後、子どものスクリーンタイムが増加した、と言われて³⁾いる。当市の調査では、携帯電話やスマートフォン（以下、スマートフォン等）を持つ子どもの割合が75.0%（平成29年度）から86.3%（令和4年度）に増加していた⁴⁾。また、平日1日あたりのスマートフォン等でのインターネット等の利用時間（ゲームを除く）が、1時間以上と回答した子どもの割合は、どの学年も増加していた⁴⁾。ここで、インターネット上のSNS利用等がうつや不安をはじめメンタルヘルスに悪影響を及ぼす恐れがあるという報告⁵⁾や、コロナ禍では女子の方が男子よりもSNSに依存し、より不安を抱えていたという報告⁵⁾があった。このことから、当相談室の「自傷・自殺」関連の相談増加（特に女子において）の背景にも、SNSを中心としたインターネット利用が関連している可能性が考えられた。

5 今後の課題、事業展開に向けて

子どものスマートフォン等の所有者の割合やインターネット等の利用時間の増加が、今後も続く可能性がある。スマートフォン等は、コミュニケーションツールとして、利便性があり、日常生活に欠かせないものになっている反面、使い方によっては多くの危険性がある。今後は相談時にSNS等の利用による精神面への影響を確認し、支援につなげていきたい。また、保護者や関係機関等との連携や支援体制の強化だけでなく、より多くの児童生徒や支援者等に対し、「SNSとメンタルヘルス」や「援助希求行動とその支援」等について、普及啓発を図り、メンタルヘルスの維持向上に努めていきたい。

6 参考文献

- 1) 国立成育医療研究センター「コロナ×こどもアンケート」
第4回（調査時期2020年11月17日～2020年12月27日）
- 2) 厚生労働省 令和4年版自殺対策白書
- 3) 国立成育医療研究センター「コロナ×こどもアンケート」
第1回（調査時期2020年4月30日～2020年5月31日）
- 4) さいたま市立教育研究所 さいたま市学習状況調査（平成29年度、令和4年度）
- 5) 厚生労働科学研究補助金 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書（令和3年度）
デジタル機器及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の使用がメンタルヘルスに与える影響の解明のための研究

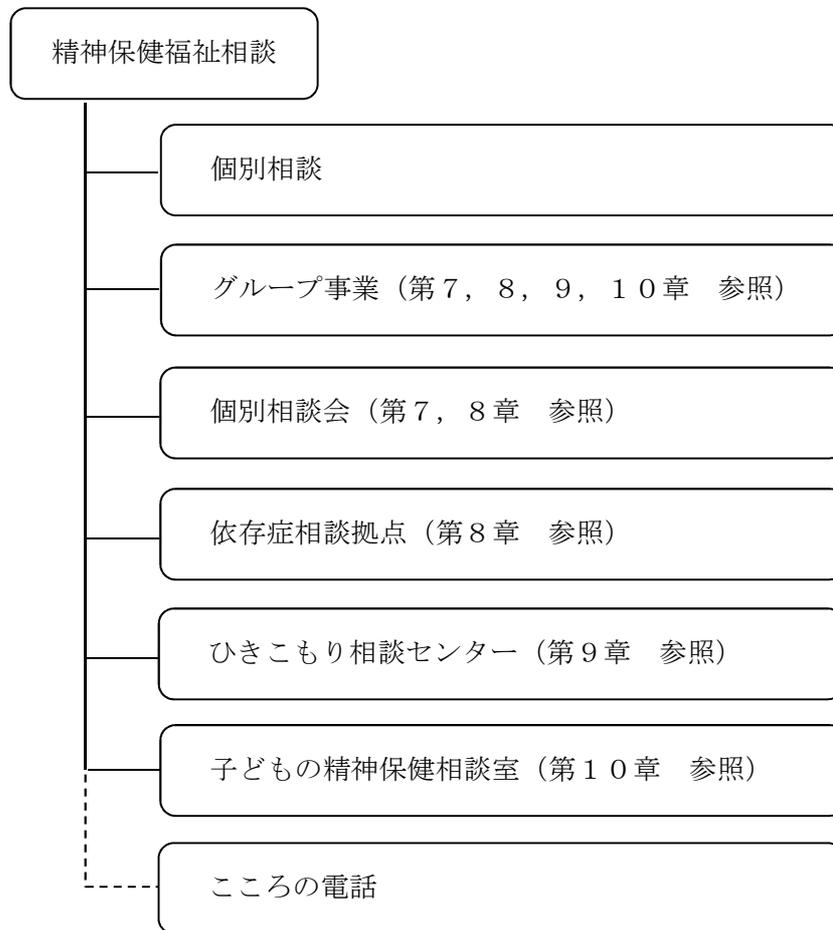
第5章 精神保健福祉相談

1 概要

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこととされている。

当センターでは、個別相談を基本として精神保健福祉全般の相談に対応しているほか、思春期・ひきこもり・依存症に関する専門相談を行っている。また、「うつ病家族教室」、「依存症家族教室」、「ひきこもり親の会」等のグループ事業や、「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」、「さいたま市暮らしの困りごとと、こころの総合相談会」等の個別相談会を実施している。

また、心の健康づくり推進事業の一環として、こころの電話（専用回線による電話相談）を実施している。



2 個別相談

個別相談は基本的に予約制としており、電話で相談概要を聴取したうえで、保健師・精神保健福祉士・心理等が対応している。

なお、医療機関の紹介等を適宜行うなど適切と思われる関係機関と連携を図っているほか、必要に応じて訪問支援を行っている。

(1) 電話相談（ひきこもり相談センター・子どもの精神保健相談室を除く）

① 電話相談件数 (単位：件)

新規実数※	1,809	2,420
継続実数※	611	
電話相談延べ件数	3,684	

※手紙・電子メール・FAXの相談件数を含む。

② 相談対象者の年代及び性別 (単位：件)

対象者年代	男	女	不明	その他※	合計
就学前（0～5歳）	1	0	2	0	3
学童期（6～9歳）	0	2	0	0	2
思春期（10～19歳）	92	122	6	0	220
成人前期（20～39歳）	323	250	2	0	575
成人後期（40～64歳）	332	378	2	0	712
老年期（65歳～）	75	114	2	1	192
不明	251	414	43	3	711
その他※	0	1	0	4	5
合計	1,074	1,281	57	8	2,420

※センター事業への問合せ等を含む。

③ 電話相談の内容 (単位：件)

精神症状に関する相談	205	仕事に就けない・続かない	25
認知機能低下に関する相談	7	不登校・ひきこもり	49
性格・対人関係	125	社会復帰	11
家族との接し方	247	受診・医療に関する相談	354
周囲への暴力・迷惑行為	61	発達障害に関する相談	28
非行（反社会的行為）	3	うつに関する相談	31
アルコール問題	162	自殺関連	78
薬物問題	27	法律・制度に関する相談	73
ギャンブル問題	72	日常生活	122
ゲーム・ネットの問題	19	話を聞いて欲しい	321
買い物の問題	33	問い合わせ	197
性に関する相談	21	その他	71
食行動の問題	9	不明	32
学校・職場の悩み	37		
合計			2,420

④ 電話相談の相談者続柄

(単位：件)

本人	1,288	なんでも若者・子ども相談	0
父・母	483	医療機関	18
子	55	障害者生活支援センター	7
配偶者	196	地域包括支援センター	11
兄弟姉妹	89	学校・職場	8
祖父母	7	障害福祉サービス事業所	7
その他親戚	44	精神保健福祉センター	3
保健所	10	ひきこもりサポートセンター	0
保健センター	30	警察(少年サポートセンター含む)	3
福祉事務所	33	他相談機関・窓口	24
児童相談所	12	民生・児童委員	1
教相・総合教育相談室	2	知人	40
男女共同参画相談室	2	その他	28
市役所内の他部署	7	不明	12
こころの電話	0		
合 計			2,420

⑤ 電話相談の支援状況

(単位：件)

相談予約・すすめ	299	障害者生活支援センター	27
助言終了(傾聴のみを含む)	1,059	地域包括支援センター	13
主治医へ	181	学校へ	9
医療機関案内・すすめ	311	障害福祉サービス事業所へ	0
保健所へ	52	就労支援機関へ	7
保健センターへ	15	若者自立支援施設・団体へ	6
発達障害者支援センターへ	4	精神保健福祉センターへ	52
福祉事務所へ	43	ひきこもりサポートセンターへ	0
児童相談所へ	8	警察(少年サポートセンター含む)	5
教相・総合教育相談室へ	6	自助グループへ	26
男女共同参画相談へ	29	民間相談室・カウンセリングルームへ	19
市役所内の他部署へ	10	その他機関へ	50
こころの電話へ	68	連絡・報告を受ける	67
なんでも若者・子ども相談へ	0	その他	54
合 計			2,420

⑥ 居住地別電話相談状況

(単位：件)

西区	112	南区	234
北区	212	緑区	142
大宮区	188	岩槻区	161
見沼区	203	不明(市内)	199
中央区	142	市外	242
桜区	139	不明	142
浦和区	304		
合 計			2,420

(2) 面接相談

① 面接相談件数 (単位：件)

新規実数	183	303
継続実数	120	
面接相談延べ件数	1,157	

② 相談対象者の年代及び性別 (単位：件)

対象者年代	男	女	不明	その他 ※	合計
就学前 (0～5歳)	0	0	0	0	0
学童期 (6～9歳)	0	0	0	0	0
思春期 (10～19歳)	21	20	0	0	41
成人前期 (20～39歳)	111	56	0	0	167
成人後期 (40～64歳)	65	27	0	0	92
老年期 (65歳～)	2	1	0	0	3
不明	0	0	0	0	0
その他 ※	0	0	0	0	0
合計	199	104	0	0	303

※センター事業への問い合わせ等を含む。

③ 面接相談の来所者続柄 (単位：件)

本人	86	なんでも若者・子ども相談	0
父・母	175	医療機関	0
子	2	障害者生活支援センター	0
配偶者	24	地域包括支援センター	0
兄弟姉妹	12	学校・職場	0
祖父母	2	障害福祉サービス事業所	1
その他親戚	1	精神保健福祉センター	0
保健所	0	ひきこもりサポートセンター	0
保健センター	0	警察 (少年サポートセンター含む)	0
福祉事務所	0	他相談機関・窓口	0
児童相談所	0	民生・児童委員	0
教相・総合教育相談室	0	知人	0
男女共同参画相談室	0	その他	0
市役所内の他部署	0	不明	0
こころの電話	0		
合計			303

④ 居住地別面接相談状況

(単位：件)

西区	14	浦和区	52
北区	39	南区	44
大宮区	25	緑区	30
見沼区	38	岩槻区	14
中央区	23	市外	3
桜区	21	不明（市内）	0
合 計		303	

⑤ 来所経路

(単位：件)

本人	6	障害者生活支援センター	0
父・母	33	地域包括支援センター	0
子	3	学校・職場	7
配偶者	2	障害福祉サービス事業所	2
兄弟姉妹	5	精神保健福祉センター	3
祖父母	1	ひきこもりサポートセンター	3
その他親戚	2	警察(少年サポートセンター含む)	0
保健所	5	他相談機関・窓口	10
保健センター	3	民生・児童委員	0
福祉事務所	10	知人	7
児童相談所	10	パンフレット・市報	30
教相・総合教育相談室	2	インターネット	115
男女共同参画相談室	0	メディア(テレビ・新聞・ラジオ)	0
市役所内の他部署	15	再利用	9
こころの電話	3	不明	1
なんでも若者・子ども相談	0	その他	7
医療機関	9		
合 計		303	

⑥ 面接相談の内容

(単位：件)

精神症状に関する相談	9	仕事に就けない・続かない	7
認知機能低下に関する相談	0	不登校・ひきこもり	159
性格・対人関係	5	社会復帰	3
家族との接し方	29	受診・医療に関する相談	2
周囲への暴力・迷惑行為	3	発達障害に関する相談	2
非行（反社会的行為）	0	うつに関する相談	2
アルコール問題	32	自殺関連	15
薬物問題	5	法律・制度に関する相談	2
ギャンブル問題	14	日常生活	3
ゲーム・ネットの問題	2	話を聞いて欲しい	1
買い物の問題	5	問い合わせ	0
性に関する相談	0	その他	3
食行動の問題	0	不明	0
学校・職場の悩み	0		
合 計		303	

⑦ 相談者の年度末支援状況 (単位：件)

継続	126
連絡待ち	27
終了	147
中断	3
合 計	303

(3) 訪問

訪問件数 (単位：件)

実件数	25	延べ件数	180
-----	----	------	-----

(参考資料)

令和5年度 衛生行政報告例 (厚生労働省への報告)

精神保健福祉センターにおける相談等

※ひきこもり相談センター、子どもの精神保健相談室を含む

	(再掲) 相談									
	実 人 員	延 人 員								
		老人精神保健	社 会 復 帰	アルコール	薬 物	ギャンブル	ゲ ー ム	思 春 期	心 健 づ く の 康 り	う つ ・ 状 態
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
被 指 導 員 (02)	551	0	56	102	24	25	28	941	765	26
	摂 障 食 害	てんかん	そ の 他	計	(14) の再掲					
	(11)	(12)	(13)	(14)	ひきこもり	発 達 障 害	自 殺 関 連	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害
					(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
被 指 導 員 (02)	19	0	142	2,128	991	768	206	51	9	0

	(再掲) デイ・ケア			(再掲) 訪問指導						
	実 人 員	延 人 員	ひきこもり (2) の 再 掲	実 人 員	延 人 員	(5) の再掲				
						ひきこもり	自 殺 関 連	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
被 指 導 員 (03)	0	0	0	43	572	112	9	0	0	0

	老人精神保健	社 会 復 帰	アルコール	薬 物	ギャンブル	ゲ ー ム	思 春 期	心 健 づ く の 康 り	う つ ・ 状 態	摂 障 食 害
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
電 話 に よる 相 談 (04)	65	71	255	69	73	56	1,262	2,431	146	56
電 子 メ ー ル に よる 相 談 (05)	1	6	1	12	0	8	87	74	1	17
	てんかん	そ の 他	計	(13) の再掲						
	(11)	(12)	(13)	ひきこもり	発 達 障 害	自 殺 関 連	(再掲) 自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
				(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	
電 話 に よる 相 談 (04)	4	638	5,126	999	775	348	37	25	1	
電 子 メ ー ル に よる 相 談 (05)	0	50	257	129	47	14	1	0	0	

3 こころの電話

当センターでは、悩みや不安などについて市民が気軽に相談できる電話相談窓口として、専用回線を設置し、専門相談員による「こころの電話」を実施している。

(1) 受付時間

開庁日の9時から17時までを受付時間としている。

(不定期に月1回休止日あり。)

(2) 相談件数

(単位:件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	81	70	71	73	63	59	78	59	61	52	57	72	796
女	213	217	236	198	243	217	226	199	206	195	194	201	2,545
不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	4
合計	294	287	308	271	306	276	304	258	268	248	252	273	3,345

(3) 相談者

(単位:件)

年齢	学童期 (～9歳)	思春期 (10～19歳)	成人前期 (20～39歳)	成人後期 (40～64歳)	老年期 (65歳～)	その他・ 不明	合計
件数	0	9	496	2,529	125	186	3,345

(4) 相談対象者

(単位:件)

対象者	本人	子ども	配偶者	父母	兄弟 姉妹	他の家族	その他	不明	合計
件数	3,183	43	11	16	7	5	14	66	3,345

(5) 相談内容

(単位：件)

相談内容	件数	相談内容	件数
病気に関する不安・苦しみ	278	嗜癖問題に関すること	11
受診・医療に関する相談	79	DV	1
社会復帰	246	不登校・ひきこもり	5
自分の性格・対人関係	340	自殺関連	10
家庭の悩み	439	性についての不安・悩み	11
仕事に関する悩み	182	社会資源の情報	27
学校に関する悩み	13	いたずら・内容不明	12
生活上の悩み	80	話を聞いてほしい	1,424
発達障害に関すること	0	その他	187
合 計			3,345

(6) 処 遇

(単位：件)

処 遇	件数
傾聴・助言	3,003
相談の勧め	212
受診の勧め	17
途中で切れる	85
その他	28
合 計	3,345

第6章 組織育成

1 概要

地域精神保健福祉の向上を図るため、社会復帰事業団体等の組織活動を側面から支援している。

2 さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会

(1) 目的

精神障害のある当事者や家族の思いを中心に据え、地域のネットワークに主眼を置き、精神保健福祉活動に携わる人々との相互理解と連携を深め、本市における精神障害者の地域生活支援体制を強化することを目的とする。

(2) 対象

市内精神障害者当事者会及び家族会、市内障害者生活支援センター職員、本市職員（区役所福祉課、高齢介護課、支援課、保健センター等）、医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等

(3) 事務局

こころの健康センター内

（構成：こころの健康センター、保健所精神保健課、市内障害者生活支援センターの代表）

期日	内容・講師	会場
10月3日 (火)	テーマ 「障害者権利条約を私たちのものに」 ・講演 講師 公益社団法人やどかりの里 理事長 増田 一世 氏 ・当事者・家族による指定発言 ・意見交換会 「さいたま市障害者総合支援計画に当事者・家族の声を届けよう」	浦和コミュニティセンター
参加人数	31人	

第7章 自殺対策推進事業

1 概要

本市では、平成21年3月に「さいたま市自殺対策推進計画」を策定。平成29年度からは「第2次さいたま市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に関する普及啓発や自殺の危機にある方への支援に加え、若年層への支援や地域精神保健医療福祉体制、経済・生活面を含む包括的な支援に関する視点を取り入れ、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。また、令和5年度は計画期間が最終年となることから、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」に基づき計画の見直しを行い、令和6年3月に「第3次さいたま市自殺対策推進計画」を策定した。

当センターでは、本推進計画を基本として、自殺対策医療連携事業をはじめ、産業保健と連携した講演会や図書館キャンペーンなどの普及啓発事業、ゲートキーパー養成研修等、様々な事業を展開し自殺対策への取り組みを推進している。

2 自殺対策医療連携事業（GPEネット*事業）

※General physician Psychiatry Emergency medicine Network

本市では、市内医療機関と連携し、自殺未遂者等への支援の取り組みとして、平成22年10月1日より「さいたま市自殺対策医療連携事業（GPEネット事業）」を実施している。

（1）目的

自殺未遂者やうつ病患者等を救急医療機関、かかりつけ医及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

（2）事業内容

	病院連携事業	診療所連携事業	自殺対策医療連携事業 連絡調整会議
目的	救急医療機関と精神科医療機関の医療連携	迅速な精神科医療の提供	事業の円滑な遂行と、救急医療機関・かかりつけ医と精神科医療機関の連携を推進
内容	平日、曜日毎の輪番制 (9時～17時) 精神保健指定医の待機・空床確保・外来診療・必要時入院治療	1か月単位、平日の輪番制 (平日の診療時間内で、新患者枠を確保) 外来診療	概ね年2回の開催 委員：医師会代表(4名) 救急告示医療機関代表(4名) 精神科病院代表(6名) 精神科診療所代表(3名)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内救急告示医療機関に搬送された自殺未遂者 診療所連携事業で入院が必要と判断された患者等 	かかりつけ医に受診または、行政相談機関に相談のあった自殺念慮のある患者等	
-----	---	--------------------------------------	--

(3) 事業実績

① 受理件数

(単位：件)

内容	相談	事業利用	問合せ	その他	合計
件数	19	30	4	0	53

② 事業利用機関

(単位：件)

機関種別	利用件数
救急医療機関	15
一般医療機関	1
精神科病院	0
精神科診療所	0
保健所	4
各区保健センター	3
当センター	6
その他	1
合計	30

③ 調整結果

(単位：件)

調整先	調整の結果	件数
精神科病院	医療保護入院	12
	任意入院	4
	応急入院	0
	外来継続	4
	外来診察終了	3
	来院せず	0
	他機関紹介	0
	その他	5
精神科病院への調整合計		28
精神科診療所	外来継続	1
	外来診察終了	0
	来院せず	0
	輪番精神科病院紹介	0

その他	1
精神科診療所への調整合計	2
総合計	30

④ アウトリーチ件数（述べ件数）

GPEネット事業利用者の方への病棟への面会及び家庭訪問、電話連絡、また、受診を調整したが医療機関に受診されなかった方に対し、電話連絡等の継続支援を行っている。

（単位：件）

電話			面接	訪問			通信		CC	
本人	家族	関係機関	来所面接	病棟への面会	家庭訪問	同行受診	手紙	メール	所内	関係機関
0	6	22	7	0	3	0	2	0	30	0

（４）自殺対策医療連携事業連絡調整会議

- ① 目的：関係医療機関の連絡調整、当該事業の円滑な遂行のための意見交換を目的とする
- ② 委員：医師会代表（４名）、救急告示医療機関代表（４名）、
精神科病院代表（６名）、精神科診療所代表（３名）
- ③ 事務局：こころの健康センター
- ④ 開催状況

開催日	7月20日（木）	1月25日（木）
会場	オンライン会議	集合形式とオンラインによる開催
議事	1 さいたま市における自殺の状況（報告） 2 さいたま市自殺対策医療連携事業実績（報告） 3 国の動向と次期さいたま市自殺対策推進計画について 4 自殺対策レジストリと救急医療機関における自殺未遂者の対応について（話題提供）	1 さいたま市自殺対策医療連携事業実績（報告） 2 第3次さいたま市自殺対策推進計画素案について 3 精神科診療所協会の調査から見てきたコロナ禍の影響（話題提供）

3 普及啓発

(1) 「自殺予防週間」の事業（9月）

事業名	内 容	日 時
図書館キャンペーン ※再掲	下記（4）を参照	9月5日（火） ～9月19日（火）
うつ病家族教室 ※再掲	5 グループ事業を参照	9月20日（水） ～10月17日（火）
SNSを活用した広報啓発	本市公式LINE・X（旧Twitter）を活用し、自殺 予防週間や各種相談窓口の周知	9月8日（金）

(2) 「自殺対策強化月間」の事業（3月）

事業名	内 容	日 時
図書館キャンペーン ※再掲	下記（4）を参照	3月1日（土） ～3月21日（木）
SNSを活用した広報啓発	本市公式LINE・X（旧Twitter）を活用し、自殺 対策強化月間や各種相談窓口の周知	3月18日（月）

(3) 産業保健と連携した講演会

第3章 普及啓発 3 自殺対策に関する講演会 参照

(4) 図書館キャンペーン

自殺対策普及啓発事業の一環として、市民に幅広く、自殺の現状やその予防について理解を深めていただくことを目的に、「自殺予防週間」、「自殺対策強化月間」に合わせて、自殺予防に関連したパネルや図書を展示した。また、近年の自殺の動向をふまえて、子ども・若者や女性に向けた情報発信を強化して実施した。

実施期間	9月5日（火） ～9月19日（火）	3月1日（土） ～3月21日（木）
場 所	市立中央図書館	市立大宮図書館
内 容	自殺予防や依存症等に関連したパネルや書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。	自殺予防や依存症等に関連した書籍の展示。普及啓発用カードやリーフレットの設置。

(5) 出前講座等の実施

「あなたもゲートキーパー～誰もができる自殺予防～」をテーマに、悩んでいる人への声のかけ方、ゲートキーパー（命の門番）の役割や心得、自殺予防に関する基礎知識等を学ぶ市民向け講座を市広報課にエントリーし、令和5年度は保護司会、企業（薬局）の2か所から依頼があり、保護司及び薬剤師向けに実施した。また、庁内関係部署からの依頼により、婦人相談員・保健師・市内自立援助ホーム職員等に対し、ゲートキーパー研修を実施し支援者養成を行った。

第2章 教育研修 2 研修実績 (4) 講師派遣依頼による研修 参照

4 研修

第2章 教育研修 2 研修実績 (3) 地域支援研修 参照

5 グループ事業

働く世代のためのうつ病家族教室

目的	自殺対策推進事業の一環として、うつ病患者の家族を対象に、うつ病の適切な理解と対応を周知することにより、患者本人及び家族のメンタルヘルスの向上を図る。	
対象	うつ病で治療中の方の家族等（さいたま市在住・在勤）100名程度	
事業概要	動画配信サイトによる期間限定配信	
	日程	内容・講師
	9月20日(水) ～10月17日(火)	講義1「うつ病を知ろう～急性期から回復期まで～」 講義2「職場復帰のポイントを知ろう」 講義3「家族の対応について」 講師 大宮すずのきクリニック 精神保健福祉士 田中 宥弥 氏 作業療法士 頓所 めぐ美 氏 臨床心理士 大場 麻由 氏
参加人数	50人	

6 自殺対策関連 個別相談会

(1) さいたま市暮らしの困りごとと、こころの総合相談会

目的	借金・多重債務・失業等の生活の困りごと（法律相談）と、それに伴って生じるこころの健康問題を同時に相談できる総合相談会を開催することで、自殺につながる諸要因の解消・軽減と、こころの健康問題への早期対応をすることを目的とする。
対象	生活の困りごとやこころの健康問題を抱えるご本人やご家族（さいたま市在住または在勤）
事業概要	日曜日（13時～17時）に開催（年6回） 弁護士・司法書士・精神保健福祉士等の専門相談員による個別相談会を実施
相談件数	相談件数 51件 生活の困りごと：33件（うち、こころの健康相談同時対応：21件） こころの健康に関すること：18件

(2) 「暮らしとこころの総合相談会」（埼玉省委託事業）への職員派遣

埼玉県が「夜明けの会（多重債務被害者の会）」に事業委託し、法律・生活・こころの健康などの複合的な問題に対応した相談会を実施している（会場：JACK大宮）。令和5年度は12回、当センターの職員を派遣した。

7 若年層対策事業

若年層への普及啓発を目的として作成したリーフレット「きもちあれこれ」・「境界線って何？」及びカード「自殺を防ぐためにあなたができること」を、大学等の教育機関、若者の居場所となる相談機関や図書館等に配布した。また、支援者を対象に、若年層のメンタルヘルスと自殺予防等に関する研修を行った。

第2章 教育研修 2 研修実績 (1) 基礎研修・(2) 専門研修 参照

第8章 依存症対策事業

1 概要

依存症に関する相談については、通常精神保健福祉相談として本人や家族からの相談に対応しているほか、平成27年度から市報等で広報し依存症特定相談日を設け、「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」を開催している。

また、家族向けのグループ事業や関係機関との連携強化・人材育成を目的とした研修の実施、関係機関へのコンサルテーション、講師派遣、市民への普及啓発等、様々な事業を展開している。

なお、当センターは平成30年10月からさいたま市依存症相談拠点機関に選定されている。

2 個別相談

(1) 「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会」(依存症関連問題等特定相談事業)

目的	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ本人や家族、その支援者に対し、回復に向けての助言や情報提供、その他必要な支援を行い、相談者のメンタルヘルスの向上を図ることを目的とする。
対象	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ本人や家族、その支援者
事業概要	依存症関連問題の啓発及び相談窓口の周知のため、専門相談員による個別相談会を年8回(9時～17時)実施。
相談件数	実件数 22件／延べ件数 22件 (アルコール：14件、薬物：2件、ギャンブル：5件、その他：1件)

(2) 肥前式アルコール問題初期介入プログラム(HAPPYプログラム)

平成23年度より、独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センターの杠岳文先生が開発したアルコール問題のある方に対する早期介入プログラムを実施している。平成23年度～平成25年度までは集団、平成26年度以降は個別相談にて実施している。

令和5年度は8人の方を対象に実施した。(延べ面接回数26回)

3 グループ事業

(1) 依存症家族教室

目的	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方の家族が、依存症についての正しい知識や、本人への適切な対応方法を知り、グループワークを通して、本人及び家族自身も回復に向かうことが出来るよう支援することを目的とする。
対象	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方の家族 定員 10 名 ※
事業概要	前期 5 月～7 月 第 4 木曜日 13 時 30 分～15 時 30 分 後期 10 月～12 月 第 2 木曜日 13 時 00 分～15 時 00 分 3 回 1 クール、年 2 クール実施 前半は講義、後半にグループワークを実施 第 1 回 依存症と回復について 第 2 回 家族の対応、境界線について 第 3 回 回復者・家族からの体験談
参加人数	延べ 37 人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員を 20 名から 10 名に縮小し実施

(2) 依存症家族グループ

目的	依存症家族教室を修了した家族を対象に、学んだ内容への理解を深め、日常場面で活用できる力を向上させる機会や、同じ立場にある家族同士の分かち合い、情報交換ができる場を継続的に提供することで、家族をエンパワーメントしていくことを目的とする。
対象	当センターが実施した依存症家族教室に原則全 3 回参加し、引き続きグループ参加を希望するアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症関連の問題を持つ方の家族 定員 8 名
事業概要	4 月～3 月 第 3 木曜日 13 時 00 分～14 時 30 分 ・感情や境界線について ・上手に気持ちを伝える ・本人の段階に応じた関わりかた などをテーマに話し合い、必要時、家族から出た話題に沿って、資料を参考に心理教育を行う。
参加人数	延べ 30 人

4 普及啓発

(1) 図書館キャンペーン

「アルコール関連問題啓発週間」に合わせ、アルコール関連問題の現状やその予防について啓発することを目的とし、実施した。

実施期間	11月7日(火)～11月19日(日)
場 所	市立中央図書館
内 容	アルコール依存症に関連したパネルや書籍の展示

(2) 市内警察署(生活安全課)との意見交換

アルコール問題のある本人やその家族等が、警察介入時に依存症に関する情報提供を受けることで、相談や治療に繋がる機会が増えることを目的に、市内警察署(生活安全課)7か所を訪問し、パンフレット配布の協力を依頼した。

(3) 出前講座の実施

「お酒との上手なつきあい方」をテーマに、飲酒がもたらす影響や適正飲酒、アルコール依存症に関する基礎知識を学ぶ市民向け講座を市広報課にエントリーし、令和5年度は市内公民館、自治会、企業等4か所から依頼があり、出前講座を実施した(延べ218人)。

第2章 教育研修 2 研修実績 (4) 講師派遣依頼による研修 参照

(4) パンフレットの作成・配布

「アルコール問題お助け帳」を2,000部、「HAPPYプログラムワークブック」を200部作成し、相談支援に活用するほか、庁内及び庁外関係機関に配布し、ホームページに掲載した。

5 研修

支援者向け研修を実施するほか、外部からの依頼に応じ講師を派遣し研修を実施している。

第2章 教育研修 2 研修実績 参照

6 技術指導及び技術援助

(1) さいたまマック事例検討会

アルコール依存症リハビリテーションセンター「さいたまマック」への技術援助として、隔月で開催される関係機関ケースカンファレンスに職員1～2名を派遣した。

(2) 埼玉ダルクケース会議

薬物依存症リハビリテーションセンター「埼玉ダルク」への技術援助として、隔月で開催されるケース会議に職員1～2名を派遣した。

7 地域連携

さいたま市アルコール関連問題ネットワーク会議

市内のアルコール関連問題に対する情報や課題を担当者間で共有し、関係機関が密接な連携を図り、依存症者に対する包括的な支援を実施することを目的に標記会議を設置・開催した。

開催日	内 容	参加機関
第1回 7月24日(月)	1 各機関におけるアルコール関連問題及び依存症者等への支援に関する取り組み・話題提供	11 機関
第2回 12月18日(月)	2 意見交換	10 機関

第9章 ひきこもり対策推進事業

1 概要

平成21年に厚生労働省において創設された「ひきこもり対策推進事業」は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備するものである。当センターでは、以前よりひきこもり支援に取り組んできたが、支援をさらに充実させることを目的に、平成25年1月7日に「さいたま市ひきこもり相談センター」を開設した。

平成26年度には、ひきこもりサポーターを養成するリレートサポーター養成研修を行い、平成27年度からリレートサポーター訪問等事業を開始している。

2 ひきこもり相談センター

ひきこもり相談センターでは、電話・来所・メール、必要に応じて（家庭）訪問による相談を行っており、不登校・ひきこもりの本人、家族向けにグループ活動も実施している。また、ひきこもりの理解促進や相談窓口の周知を目的とした普及啓発、人材育成を目的とした研修、技術支援、地域連携等の事業を実施している。

電話相談は、開庁日の火曜日及び金曜日の9時から17時までとしている。

※以下の件数は、こころの健康センター内設置のひきこもり相談センター（開庁日の火曜日及び金曜日の9時から17時まで）における相談件数を計上。こころの健康センター全体のひきこもり相談件数については、32頁（参考資料）令和5年度衛生行政報告例（厚生労働省への報告）参照。

相談件数 延べ242件

(1) 相談方法

(単位：件)

電話	240	メール	1
来所	1	手紙・FAX	0
その他	0		
合計			242

(2) 対象者性別

(単位：件)

男性	154	不明	3
女性	84	その他	1
合計			242

(3) 対象者年代

(単位：件)

就学前 (0～5 歳)	1	40 代	40
学童期 (6～9 歳)	1	50 代	25
10 代	48	60 歳以上	8
20 代	66	不明	23
30 代	29	その他	1
合 計			242

(4) 相談者

(単位：件)

本人	51	医療機関	1
父・母	125	地域包括支援センター	2
子ども	2	障害福祉サービス事業所	3
配偶者	1	教育相談室	2
兄弟姉妹	28	その他相談窓口	5
祖父母	3	知人	2
その他親戚	8	その他	4
福祉事務所	4	不明	1
合 計			242

(5) 相談経路

(単位：件)

本人	1	地域包括支援センター	3
父・母	1	学校・職場	2
兄弟姉妹	1	障害福祉サービス事務所	4
福祉事務所	17	他相談機関・窓口	13
教育相談室・総合教育相談室	2	パンフレット・市報	20
男女共同参画相談室	1	インターネット	77
市役所内の他部署	6	再利用	39
こころの電話	1	その他	5
医療機関	6	不明	43
合 計			242

(6) 相談種別 (単位：件)

ひきこもり	166	その他	41
不登校	35	不明	0
合 計		242	

(7) 相談内容 (単位：件)

外出できない	23	ゲーム・ネットの問題	4
昼夜逆転している	3	食行動の問題	0
仕事に関する相談	35	性に関する相談	0
学校生活に関する相談	13	社会復帰（福祉的就労）	2
進路・進学に関する相談	7	受診・医療に関する相談	15
親亡き後の生活	6	支援機関の紹介希望	5
精神症状に関する相談	7	発達障害に関する相談	3
認知機能低下に関する相談	0	うつに関する相談	0
性格・対人関係	3	自殺関連	2
家族との接し方	50	法律・制度に関する相談	4
周囲への暴力・迷惑行為	0	日常生活	20
非行（反社会的行為）	1	話を聞いて欲しい	10
アルコール問題	0	問い合わせ	19
薬物問題	0	その他	5
ギャンブル問題	0	不明	5
合 計		242	

(8) 病態 (単位：件)

器質性精神障害	0	成人の人格および行動の障害	2
精神作用物質使用	0	知的障害	1
統合失調症	7	心理的発達の障害	10
気分障害	22	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	1
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	20	不明	98
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	2	未受診	79
合 計		242	

(9) 処遇

(単位：件)

精神保健福祉相談面接予約	49	こころの電話	0
子どもの精神保健相談室面接予約	0	なんでも若者・子ども相談	0
精神保健福祉相談電話紹介	12	障害者生活支援センター	5
子どもの精神保健相談室電話紹介	0	地域包括支援センター	1
継続電話相談	7	学校	1
助言終了	111	障害者福祉サービス	2
主治医へ	7	就労支援機関	5
医療機関の案内・すすめ	6	若者自立支援施設	1
保健所	1	県立精神保健福祉センター	4
保健センター	1	ひきこもりサポートセンター	3
発達障害者支援センター	1	警察(少年サポートセンター含む)	0
福祉事務所	7	自助グループ	1
児童相談所	1	民間相談室 ・カウンセリングルーム	0
教育相談	3	その他の機関	4
男女共同参画相談室	0	連絡・報告を受ける	5
市役所の他部署	0	その他	4
合 計			242

3 グループ事業

(1) ひきこもり親の会

目的	ひきこもり状態を呈した子があり、共通の悩みを抱える家族を対象に、グループワークを通じた心理教育的アプローチを行うことにより、家族の不安や負担を軽減するとともに、本人に関わる援助者としての家族の力を高める。	
対象	ひきこもり状態にある子の問題について、当センターで個別相談を継続しており、参加を希望する方でグループ担当者が適当と認めた者。	
事業概要	内容	
	1クール 5回	第1回 オリエンテーション (GHQ※、FIT※) 「今起きている問題について考えてみよう」 講師 保健師
		第2回 「ひきこもりの背景－精神医学的視点から－」 講師 医師
		第3回 家族の対応 「家族の関係を振り返ってみよう」 講師 精神保健福祉士
		第4回 ひきこもり経験者と家族による体験談
		第5回 全体のまとめ
参加人数	計5回開催 延べ 30人	

※ GHQ：精神健康調査、FIT：家族イメージ法

(2) コレッタ・ひととき (ひきこもり思春期・成人期グループ)

目的	10代後半から概ね30代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、日常生活における様々なスキルを身に付けることを目的として実施する。
対象	10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、当センターにて継続して個別面接を行っており、個別相談の担当者とグループの担当者が適当と認めた者。
事業概要	月3～4回実施。くらし充実プログラム(パソコン講座等)と、リフレッシュプログラム(ゲーム・スポーツ・季節のイベント等)を行っている。内容については、参加者の要望等をふまえて決定している。
参加人数	計43回開催 延べ 122人

(3) コレッタ・ひととき (クラブ活動)

目的	10代後半から概ね30代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、「コレッタ・ひととき」グループ活動終了後に、コミュニケーションを図りながら、体力づくりや集中力向上等を目的としたクラブ活動を実施する。
対象	10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループを利用している者のうち、クラブ活動への希望がある者。
事業概要	「コレッタ・ひととき」グループ活動の開催に合わせて実施する。体力づくり(スポーツ)、集中力向上(書道・描画)等、適宜参加者からの要望等をふまえて決定している。
参加人数	計21回開催 延べ11人(うち13回は、参加者なし)

(4) コレッタ・ひととき (ステップアッププログラム)

目的	10代後半から概ね30代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等を対象に、自立した生活に必要なスキルを習得するなど社会参加を促進するため、ボランティア体験や就労支援施設見学等を行う「ステップアッププログラム」を実施する。
対象	10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループを利用している者のうち、ステップアッププログラムへの参加希望がある者。
事業概要	年3回実施。マナー講座・パソコン講座などの受講、若者自立支援センター・地域若者サポートステーション等の見学、児童福祉施設や老人福祉施設等におけるボランティア活動などを実施する。
参加人数	計3回開催 延べ6人

(5) コレッタ・ひととき (ファーストステッププログラム)

目的	10代後半から概ね30代までの、不登校やひきこもりにより、就学や就労等が難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要な方、社会的なスキルを身に付ける機会が必要な方等で、集団への最初の導入として参加のしやすいグループ活動を行う「ファーストステッププログラム」を実施する。
対象	10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態の者で、「コレッタ・ひととき」グループの利用を考えている者のうち、ファーストステッププログラムへの参加希望がある者。
事業概要	年3回実施。テレビゲーム、ボードゲーム等や卓球、バドミントン等のスポーツを実施する。
参加人数	計3回開催したが、参加者なし

4 リレートサポーター養成研修

目的	不登校・ひきこもりの本人及び家族を支援するリレートサポーターの養成のため、ひきこもり全般に関する知識や本人及び家族への関わり方等を学んでもらうことを目指す。	
対象	ひきこもり対策連絡協議会委員（又は委員の所属機関）から推薦を受けた者、大学からの推薦がある近隣大学生等。	
開催日	12月16日（土）	
事業概要	内 容	
	1	講義 「ひきこもりとは」 講師 保健師
	2	講義 「ひきこもりと精神疾患」 講師 医師
	3	講義 「関係の作り方」 講師 ひがメンタルクリニック 臨床心理士 森本 佳代 氏
	4	講義 「ひきこもり相談センターについて」 「リレートサポーターについて」 「サポーター倫理」 講師 精神保健福祉士 3名
	5	サポーター活動報告 講師 リレートサポーター2名
参加人数	延べ 30人	

5 リレートサポーター訪問等事業

目的	社会参加に向けて、ひきこもり本人及び家族を支援する。
対象	当センターでひきこもりに関する継続相談をしており、派遣を希望している者。
派遣内容	本人への派遣：自宅への訪問や当センターの面接室にて、会話や学習支援、SSTなど。 相談機関や居場所等への外出同行など。 家族への派遣：家族の話を聞く、本人の様子を聞くなど。 グループ支援：当事者グループへの参加。 ※本人、家族への派遣については、月1～2回程度の派遣とする。
派遣回数	延べ 76回

6 リレートサポーターフォローアップ研修

目的	リレートサポーターの活動状況の報告や、必要な知識及び技能を習得すること。		
対象	登録しているリレートサポーター		
事業概要	開催日	内 容	参加者
	8月29日(火)	講義「境界線とセルフケア～安心・安全な支援者になるために～」 講師 保健師	7人
	12月22日(金)	サポーターによる活動状況報告 意見交換	2人

7 普及啓発

(1) パンフレットの作成・配布

ひきこもり相談センターパンフレット(概要版)を6,000部、ひきこもりパンフレット(本人向け)「ひきこもりFirst Step」を5,000部、ひきこもり家族の体験談「ひきこもり家族からのメッセージ」を3,000部増刷した。これらに加え、ひきこもりパンフレット(家族向け)「ひきこもりFirst Step～家族編～」、ひきこもり本人の体験談「ひきこもり体験者からのメッセージ」、ひきこもり家族対応冊子「『ひきこもり』ってなに?～関わり方のヒント～」を庁内及び庁外の関係機関に配布した。

(2) X(旧Twitter)の配信

本市広報課公式X(旧Twitter)にひきこもり相談センターに関する情報を月1回配信した。

8 研修

第2章 教育研修 2 研修実績 参照

9 技術指導及び技術援助

若者の居場所である「さいたま市若者自立支援ルーム」への技術援助として、年3回開催されるケースカンファレンスに職員2～3名を派遣した。

10 ひきこもり対策連絡協議会

(1) 目的：ひきこもり相談センターの設置にあたり、情報交換等の地域連携を図り、対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、関係機関からなる、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

(2) 委員：ひきこもり支援機関、フリースペース、就労支援機関、医療機関、教育関係機関等から11名

(3) 事務局：当センター

(4) 開催状況

開催日	1月22日(月) 14時00分～15時30分
会場	子ども家庭総合センター
議 事	1 委員所属機関活動報告 2 ひきこもり相談センター活動報告 3 さいたま市の長期欠席・不登校児童の状況について 4 その他（社会資源の整理、委員からの議題等）

(5) 支援部会（ワーキンググループ）

連絡協議会の下部組織として、児童・思春期支援部会及び成人期支援部会を設置し、協議会委員がそれぞれの支援部会に所属し、情報交換や事例検討などを実施している。

開催日	部 会	内 容
7月25日(火)	児童・思春期支援部会	1 委員所属機関活動報告 2 ひきこもり相談センター事業報告 3 不登校等児童生徒支援センター Growthについて 4 さいたま市のひきこもり支援に関する社会資源の整理 5 その他（委員からの議題等）
7月31日(月)	成人期支援部会	1 委員所属機関活動報告 2 ひきこもり相談センター事業報告 3 さいたま市のひきこもり支援に関する社会資源の整理 4 その他（委員からの議題等）

第10章 子どもの精神保健相談室

1 概要

平成19年7月17日より、思春期を中心とした子どもの心の問題の相談窓口として「子どもの精神保健相談室」を開設した。電話と来所による相談を行っており、必要に応じて家庭訪問や関係機関への技術支援なども行っている。また、不登校等の子ども本人や、思春期の子どもがいる家族向けの心理教育などのグループ活動を実施している。

電話相談は、開庁日の火曜日及び金曜日の9時から17時までとし、保健師・心理・精神保健福祉士等の職員が対応している。

対象は市内の小学4年生から中学3年生の本人及びその家族、また対象年齢の子どもに関わっている関係機関であり、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。

2 個別相談

(1) 電話相談

① 対象者性別 (単位：件)

男子	196
女子	252
不明	15
その他	14
合計	477

② 対象者年齢・相談者続柄 (単位：件)

年 齢	乳幼児	7	相談者	親	349
	小学1～3年	32		祖父母・親類	9
	小学4年	46		学校・教育相談室	36
	小学5年	49		児童相談所	10
	小学6年	58		保健所・保健センター	14
	中学1年	88		福祉事務所	18
	中学2年	84		医療機関	9
	中学3年	92		本人	9
	不明・その他	21		その他※	23
合 計		477	合 計		477

※その他（市役所、養護施設、知人、その他相談機関等）

③ 相談経路

(単位：件)

家族・親類	9	学校	105	教員	26
児童相談所	15			さわやか相談員	21
福祉事務所	26			スクールソーシャルワーカー	
保健センター	11			スクールカウンセラー	
保健所	10			他学校関係者	5
養護施設	0			教育相談室・ 特別支援教育相談センター	19
市報・パンフレット	14			指導 2 課	0
インターネット・本	124			学校配布物	34
なんでも子ども・若者相談窓口 (子ども家庭総合センター内)	21			医療 機関	40
他相談機関・その他	64	療育センター	4		
不明	38	その他医療機関	34		
合 計				477	

④ 相談内容

(単位：件)

学校に行けない	56	強迫症状	6
家族の接し方	48	食行動の問題	8
本人の性格・対人関係	9	睡眠の問題	6
発達障害に関する悩み	21	不安が強い	27
奇異な言動	4	イライラしている	14
性の問題	10	落ち込んでいる・抑うつ的	7
医療機関の情報提供	60	情報が欲しい	33
自殺関連	24	話を聴いてほしい	25
ゲーム・携帯・PCの問題	31	問い合わせ	23
身体症状がある	11	その他	41
自傷行為	13		
合 計		477	

⑤ 病態

(単位：件)

精神障害群	7	知的・発達障害 疑い	62
気分障害群	4	摂食障害	2
発達障害	37	問い合わせ・その他	31
知的障害	5	不明	329
合 計		477	

⑥ 処遇

(単位：件)

相談予約・すすめ	55	保健所へ	1
継続電話相談	72	児童相談所へ	6
助言終了	139	警察関係へ	1
主治医へ	3	福祉事務所へ	0
医療機関の案内	60	福祉事務所以外の市役所へ	7
学校へ	30	県立精神医療センターへ	4
教育相談室へ	34	その他の機関へ	12
特別支援教育相談センターへ	5	連絡・報告を受ける	31
各区保健センターへ	2	その他（講演依頼など）	15
合 計			477

(2) 面接・継続相談 (実数112件、うち本人面接66件)

(単位：件)

面接	949	メール	52
電話	661	手紙	9
訪問	8		
合 計			1,679

(3) コンサルテーション・カンファレンス等

(単位：件)

カンファレンス（来所・出張）※1	26
個別相談（来所・電話・メール等）	103
地域会議（要保護児童対策地域協議会など）への出席	34
研修講師 ※2	12
合 計	175

※1：第1章 技術指導及び技術援助 2 関係機関に対する技術援助 参照

※2：第2章 教育研修 2 研修実績 (4) 講師派遣依頼による研修 参照

第3章 普及啓発 5 講師派遣依頼による講演会 参照

3 グループ事業

(1) コッコロvillage (子どもグループ)

目的	学校などの教育機関等へ行くことが難しく、対人関係やコミュニケーションの練習が必要と思われる子どもたちを対象に、自宅以外の活動場所や居場所を提供し、子どもたち同士が安全に触れ合い、主体性や自主性を養うことを目的とする。
対象	当センターで継続的に個別面接を行っており、個別相談担当者とグループ担当者が適当と認め、保護者の同意が得られた（小学4年生から中学3年生の）子ども。
事業概要	計42回開催：月曜（当センターで定める日）13時～16時 内容：フリープログラム、季節のイベントなど
参加人数	延べ113人

4 子どもの心理教育プログラム

機能不全家族の中にいる子ども向け心理教育事業

(こころまんなかひろば：旧サバイバーキッズプログラム)

本事業は、子ども家庭総合センターにおける、専門相談機関等の横断的な支援プログラムおよび支援方法の構築を目的としたワーキンググループの事業の一環として、実施した。

目 的	<p>機能不全家族の中にいる子どもに対して、グループワークにより以下の効果を目指した心理教育を実施する。</p> <p>① 機能不全家族について、子どもの発達段階に合わせた形で理解する</p> <p>② 家族の問題行動について、子どもには責任がないことを理解する</p> <p>③ 子どもが「ひとりじゃない」と思える</p> <p>④ 子どもが相談してもよいと思える</p> <p>⑤ 子どもが自分の感情を大切にしていよいことを学ぶ</p>	
対 象	<p>機能不全家族の中で育つ子ども（小学生～中学生まで）のうち、以下の条件に当てはまる者。</p> <p>① 当センター及び関係機関の支援者が継続的に支援を行っている (ただし、行動化の激しい事例、身体及び性的虐待が現在も行われている事例は除く。)</p> <p>② 子ども親の治療等が安定している</p> <p>③ グループワークに参加できる</p> <p>※児童養護施設、里親等で親から離れた環境で生活をしている子どもを含む</p>	
事業概要	<p style="text-align: center;">日 程</p>	
	<p style="text-align: center;">第 1 回</p> <p style="text-align: center;">7 月 27 日 (木)</p>	<p style="text-align: center;">内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居「ボクの冒険のはじまり」 ・勉強会「困りごとの多い家」 「気持ちいろいろ」 「気持ちの水槽づくり」 ・レクリエーション
	<p style="text-align: center;">第 2 回</p> <p style="text-align: center;">12 月 25 日 (月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居「ボクの冒険のはじまり」 ・勉強会「困りごとの多い家」 「気持ちいろいろ」 「プレゼントカード作り」 ・レクリエーション
教育研修	<p>「機能不全家族の中の子どもへの支援～こころまんなかひろばを体験してみよう～」 (第 2 章 教育研修 参照)</p>	
参加人数	<p>グループワーク参加者 延べ 23 人 (子ども 11 人・支援者 12 人)</p>	

5 研修

職員を対象にした研修の他、関係機関等からの依頼に基づき、職員を派遣し研修を行った。

第2章 教育研修 2 研修実績 参照

6 普及啓発

パンフレットの作成・配布

思春期精神保健に関する心理教育を目的としたチラシ「そうだったのか！子どもとゲーム」を1,500部、「思春期の子どもの心と大人の役割」を2,000部増刷した。

作成したチラシは研修等において、庁内及び庁外関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載した。

第11章 精神医療審査会に関する事務

1 概要

精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条及び第51条の12に基づき設置している機関である。この審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行っている。

(1) 業務内容

① 書類審査

精神科病院の管理者から市（保健所）に届け出または報告される下記の書類について、精神保健福祉法第38条の3第2項に基づき当該入院の必要があるかどうか審査を行う。

- ・措置入院決定報告書
- ・医療保護入院者の入院届
- ・医療保護入院者の入院期間更新届
- ・措置入院者及び任意入院者の定期病状報告書

② 退院請求・処遇改善請求に係る審査

精神科病院入院者またはその家族等から退院請求または処遇改善請求があったときに、精神保健福祉法第38条の5第2項に基づき当該入院の必要があるかどうかや処遇が適切かどうか審査を行う。

(2) 精神医療審査会の構成

本市精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）、法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）及び精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（保健福祉委員）の計20名の委員（内5名予備委員）で構成されている。

審査案件は、委員5名（医療委員2名、法律家委員1名及び保健福祉委員1名以上の員数）をもって構成する合議体で取り扱うこととなっており、本市では3合議体を設置している。

2 開催状況

(1) 全体会議

精神医療審査会の運営に関し必要な事項等を協議するため、令和5年12月に全体会議を開催した。

(2) 合議体

案件の審査のため、合議体を以下のとおり開催した。

第1合議体	12回
第2合議体	12回
第3合議体	6回

3 審査状況

(1) 医療保護入院届・定期病状報告書

(単位：件)

件数・審査結果 届等の内容		審査件数	審査結果内訳			審査中
			現在の入院 形態を継続	他の入院 形態へ移行	入院継続不要	
医療保護入院届		1,202	1,203 (14)	0	0	13
定期病状報 告書	任 意	0	0	0	0	0
	医療保護	411	411 (1)	0	0	1
	措 置	21	23 (2)	0	0	0
合 計		1,634	1,637 (17)	0	0	14

※括弧内の件数は令和4年度末に審査中であった案件

※審査件数に令和4年度末に審査中であった案件の件数は含まない

(2) 退院請求・処遇改善請求

(単位：件)

件数・審査結果 請求内容		請 求 件 数	取下げ 等	審 査 件 数	審査結果内訳			審査中
					・現在の入院 形態を継続 ・処遇は適当	・他の入院形 態へ移行 ・処遇は不適当	入院 継続 不要	
退 院 請 求		56	18	38	42 (5)	1	0	0
処遇改善請求		11	4	7	9 (2)	0		0
合 計		67	22	45	51 (7)	1	0	0

※括弧内の件数は令和4年度末に審査中であった案件

※審査件数に令和4年度末に審査中であった案件の件数は含まない

第12章 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院医療)支給の判定に関する事務

1 概要

当センターでは、さいたま市こころの健康センター条例第3条に基づき、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置し、専門的判定を行っている。

(1) 業務内容

判定委員会は、以下の申請に係る判定を行っている。

- ① 障害者総合支援法（平成18年4月1日施行）第52条第1項に基づく、自立支援医療費（精神通院医療）支給
- ② 精神保健福祉法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳

(2) 判定委員会の構成

判定委員会は、市内医療機関等の精神科医（精神保健指定医）9名以内で組織する。

判定案件の審査は合議体で取り扱うこととしており、現在、2合議体を設置している。

2 開催状況

案件の判定のため、合議体を以下のとおり開催した。

第1合議体 12回

第2合議体 12回

3 判定状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳判定状況

(単位:件)

年 度	1 級	2 級	3 級	非該当	返戻	合計
令和3年度	270	1,904	3,230	29	588	6,021
令和4年度	226	1,729	3,556	32	603	6,146
令和5年度	291	2,141	3,782	26	614	6,854

(2) 自立支援医療費（精神通院医療）支給判定状況

(単位：件)

年 度	承認	不承認	返戻	合計
令和3年度	11,980	7	814	12,801
令和4年度	15,346	6	867	16,219
令和5年度	14,012	5	726	14,743

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療費（精神通院医療）対象者数（参考）

(令和6年3月31日現在／単位：人)

手 帳 所 持 者				自立支援医療費 (精神通院医療) 対象者
1 級	2 級	3 級	合 計	
826	7,557	8,072	16,455	25,763

第13章 こころの健康センター運営協議会

1 概要

こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、精神保健福祉の専門機関たる当センターに求められている地域のニーズの把握と、センター業務の適切かつ効果的な運営を図るため、年に1回開催している。

2 協議会の構成

協議会は、市内医療関係者（医師）4名で構成している。

※ 市職員は事務局として協議会に出席

3 開催状況

（1）令和5年度開催状況

開催日	令和6年3月14日（木）
会場	子ども家庭総合センター
議事	① 令和5年度こころの健康センター事業実績報告 ② 今後の運営に関する意見交換 ③ その他

（2）参考：前年度開催状況

開催日	令和5年3月8日（水）
会場	子ども家庭総合センター
議事	① 令和4年度こころの健康センター事業実績報告 ② 今後の運営に関する意見交換 ③ その他

Ⅲ 資料編

さいたま市こころの健康センター条例

平成14年12月26日

条例第103号

改正 平成18年3月23日条例第12号

平成25年12月26日条例第46号

平成29年12月27日条例第63号

平成30年3月26日条例第23号

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)

第6条第1項に規定する精神保健福祉センターとして、さいたま市こころの健康センター(以下「センター」という。)をさいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号に設置する。

(一部改正〔平成29年条例63号〕)

(業務)

第2条 センターは、法第6条第2項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(判定委員会の設置等)

第3条 法第6条第2項第4号に定める事項を審査するため、センターに精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会(以下「判定委員会」という。)を置く。

2 判定委員会は、委員9人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 精神障害者の医療に従事する医師

(2) センターの医師

4 判定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

6 判定委員会は、案件の審査に関し複数の合議体を置くことができる。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 前各項に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成18年条例12号・30年23号〕)

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例23号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第12条の規定による改正後のさいたま市こころの健康センター条例第3条第3項の規定	交付
略	略

附則（平成29年12月27日条例第63号）

この条例は、平成30年2月13日から施行する。

附則（平成30年3月26日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

さいたま市精神医療審査会運営要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 審査会（第2条—第3条）

第3章 合議体（第4条—第9条）

第4章 退院等の請求（第10条—第17条）

第5章 入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等（第18条—第21条）

第6章 その他（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条に基づきさいたま市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 審査会

（審査会の委員）

第2条 任期途中において、委員に変更があった場合、新たな委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審査会の所掌事項）

第3条 審査会は、次の事項を扱う。

- (1) 法第38条の3第2項及び第38条の5第2項並びに第38条の2第2項の規定による審査を行うこと。
- (2) 法第14条第2項の規定による合議体を構成する委員を定めること。
- (3) 各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を、合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行い、合議体委員の事故等の場合に臨時に合議体を構成するための予備委員としておくこと。
- (4) 審査会の運営に関し必要な事項を定めること。

第3章 合議体

（合議体の設置）

第4条 審査会に、複数の合議体を設置する。

第5条 合議体は、原則としてそれぞれ毎月1回開催するものとする。

2 委員の事故等により、当該合議体の議事を開催することができないと見込まれるときは、他の合議体の委員及び予備委員が出席することができるものとする。

3 合議体の開催については、ウェブ会議システムを活用するなど、審査会委員又は事務局員間において、対面によらない方法を採用することも可能とする。この場合にあっては、セキュリティ対策を講じた上で、さいたま市における個人情報保護条例等の関係規定に基づき適切に運用するものとする。

（合議体の審査）

第6条 個別の案件の審査は、すべて合議体において取り扱う。

2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

3 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体で審査を行う。

4 前項の規定に拘わらず、市長が審査会の審査結果を通知した後、患者等から当該審査のもととなった請求と同様の請求がなされ、かつ市長が再度審査会において審査する必要があると認めるときは、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(合議体の議決)

第7条 合議体の議決は、出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。可否同数の場合は、次回の会議若しくは他の合議体において審査するものとする。

(関係者の排除)

第8条 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係わる議事に加わることができない。

(1) 委員が、当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。

(2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。

(3) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

(4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 議事に加わることのできない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。

(1) 前項(1)・(2)については、精神科病院の管理者又は指定医である委員について、あらかじめ所属先（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、市においてあらかじめ確認するものとする（合議体別に地域を分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。）。

(2) 前項(3)・(4)については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

3 委員は、第1項に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

(審査の非公開)

第9条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第4章 退院等の請求

(退院等の請求の処理)

第10条 請求者は、法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で、弁護士を選任することが困難な場合は、弁護士でない

者を代理人とすることができる。

- 2 退院等の請求は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときは、それを認めるものとする。
- 3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

（合議体での審査等）

第11条 退院等の請求の審査を行う合議体は、法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならない。ただし、当該請求受理以前6ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要性が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項の意見聴取については次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 意見聴取は、合議体での審査に先だっておこなう。
 - (2) 意見聴取を行う委員は、原則として2名以上とするよう努めるものとし、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。
 - (3) 当該請求に関する意見聴取は、原則として面接のうえ、行うことが望ましいが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。
 - (4) 合議体は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であっても、次の関係者の意見を聴くことができる。
 - ア 当該患者
 - イ 当該患者の家族等
 - (5) 面接の際に審査を行う委員は、意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
 - (6) 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち合いを認めなければならない。
 - (7) 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めることができる。
- 3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 4 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)

第12条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の関係者に対して意見を求めることができる。また、(3)及び(4)の者に対しては、報告を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

(審問)

第13条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の者に対して出頭を命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

(関係者の意見陳述)

第14条 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第12条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りではない。ただし、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(合議体での審査に関するその他の事項)

第15条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(市長への結果の通知)

第16条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

- (1) 退院の請求の場合は、通知内容は次によるものとし、理由の要旨を付するものとする。
 - ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。
 - イ 他の入院形態への移行が適当と認められること。
 - ウ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること。
 - エ 入院の継続は適当でないこと。
 - オ 合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと。
- (2) 処遇の改善の請求の場合は、通知内容は次によるものとする。

ア 処遇は適当と認めること。

イ 処遇は適当でないこと、又は合議体が求める処遇を行うべきこと。

2 審査会は、前項の審査結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇改善の場合は、市長に対して別途参考意見を述べることができる。

(その他退院等の請求に関して必要な事項)

第17条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査会はそれにより審査を終了する。ただし、審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認められた場合はこの限りではない。

2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には、現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

3 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち事前資料の準備、第11条、第12条、第13条、及び第14条を省略し、直ちに審査を行うことができる。

4 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

6 合議体は、市長から報告を受けた精神科病院に入院中の患者からの電話相談の内容及び対応のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。この場合においては、次の合議体の審査において当該請求を審査することができる。

第5章 入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等

(入院及び入院期間の更新の届出並びに定期の報告等の審査について)

第18条 定期の報告等の審査を行うにあたり、審査会は当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。

2 委員による診察及び診療記録その他の書類の提出については、第11条第3項及び第4項の規定を準用する。

(合議体の審査時における関係者からの意見聴取)

第19条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 病院管理者又は代理人
- (3) 当該患者の主治医等

2 審査をするにあたり行う審問については、第13条に準じる。

(合議体の審査に関するその他の事項)

第20条 措置入院及び医療保護入院時の届出の審査に当たっては、直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

2 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し、法第38条の6及び第40条の5の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

3 医療保護入院患者の入院期間の更新に関する審査に当たっては、添付されている入院期間更新届及び医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、法第38条の2第2項の規定による任意入院者に係る病状等の報告については、特段の理由なく入院が必要であると判断されていないか確認する。

(審査結果の市長への通知)

第21条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 現在の入院形態での入院が適当と認められること。

(2) 他の入院形態への移行が適当と認められること。

(3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行する事が適当と認められること。

(4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の症状、処遇等について報告を求めることが適当であること。

(5) 入院の継続は適当でないこと

(6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でないこと。

2 前項の通知には、理由の要旨を付するものとする。なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

3 審査の資料及び議事の内容の記録については、少なくとも5年間は保存するものとする。

第6章 その他

(実地指導との連携)

第22条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求、定期の報告並びに入院時及び入院期間の更新に関する届出を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために市の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

(1) 審査会が市の実施する実地指導に同行を求めるのは指定医とし、1精神科病院につき3名以内とする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市こころの健康センター条例（平成14年さいたま市条例第103号）第3条第9号に基づき、さいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会（以下「判定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 判定委員会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とする判定を行う。

2 判定委員会は、判定結果をさいたま市こころの健康センター所長（以下「センター所長」という。）に報告するものとする。

(判定基準)

第3条 判定は、法の規定によるほか、次に掲げる定めにより行う。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発 第1133号厚生省保健医療局長通知）
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）
- (3) 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(合議体)

第4条 案件の判定に関し、判定委員会に2つの合議体を置き、それぞれ第1合議体、第2合議体と称する。

2 合議体は、精神保健指定医4人をもって構成する。

3 合議体に長を置き、委員の互選により定める。

4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 合議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 判定対象申請に係る診断書を作成した委員は、当該案件の判定に加わることができない。

4 個別の案件の審査に関しては、単一の合議体で扱うものとし、合議体の判定結果をもって判定委員会の判定結果とする。

(庶務)

第6条 判定委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市こころの健康センター（以下「センター」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、センターにさいたま市こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、医療関係者から市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会の会議は、センター長が招集する。

2 協議会は、特に必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

さいたま市自殺対策医療連携事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第4条に基づき、自殺未遂者、うつ病患者等を救急医療機関、一般医療機関及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療機関 市内の救急告示医療機関のうち本事業の趣旨に同意し、協力医療機関に登録された医療機関をいう。
- (2) 一般医療機関 市内の精神科以外の医療機関をいう。
- (3) 精神科病院 市内の精神科病院のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科病院をいう。
- (4) 精神科診療所 市内の精神科診療所のうち、本事業の趣旨に同意し、市と協力医療機関委託契約を締結した精神科診療所をいう。
- (5) 行政相談機関 精神保健福祉関連の相談を受けている、保健衛生局保健部こころの健康センター、保健衛生局保健所精神保健課、区役所健康福祉部保健センター等をいう。
- (6) 家族等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に基づく家族等をいう。
- (7) 休日 次に掲げる日をいう。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (8) 平日 前号に規定する休日以外の日をいう。

第2章 病院連携事業

(事業内容)

第3条 救急医療機関で診療を受けた自殺未遂者のうち、治療及び処置が終了又は終了する見込みのある患者であり、精神科受診が必要と考えられる患者について、本人又は、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行うものとする。

2 精神科病院は、救急医療機関から紹介された自殺未遂者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院等による治療を行うものとする。

3 救急医療機関は、本人、家族等の意向等を総合的に判断し、本事業の対象とすることができる。ただし、かかりつけの精神科医療機関がある場合は、かかりつけの精神科医療機関との調整を優先する。

(事業委託)

第4条 市は、前条の事業を精神科病院に委託して実施する。

(輪番体制)

第5条 第3条第2項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制及び入院に必要な病床を確保する

ために精神科病院の輪番体制を組むものとする。

2 前項に必要な病床は、1日あたり1床とする。

(実施時間)

第6条 事業の実施日及び時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、診療受付時間は各精神科病院の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第3章 診療所連携事業

(事業内容)

第7条 一般医療機関を受診したうつ病及びうつ状態の患者のうち、自殺念慮等があり、早急に精神科受診が必要と考えられる患者について、本人の同意により、精神科診療所の紹介を行うものとする。

2 精神科診療所は、一般医療機関から紹介された患者に対して診療を行う。

3 精神科診療所で診療を行った患者のうち、入院が必要と判断された場合は、本人、家族等の同意により、精神科病院の紹介を行う。

4 精神科病院は、前項の規定に基づき紹介された患者の診療及び治療を行い、必要に応じて入院による治療を行うものとする。

(事業委託)

第8条 市は、前条の事業を精神科診療所又は精神科病院に委託して実施する。

(輪番体制)

第9条 第7条第2項の事業を実施にあたり、市は診療に十分な体制を確保するために精神科診療所の輪番体制を組むものとする。

(輪番診療所調整)

第10条 前条における精神科診療所の輪番体制の調整については、事務局で取りまとめのうえ、実施月の前月20日までに輪番表を作成し、精神科病院及び精神科診療所に周知するものとする。

(実施時間)

第11条 事業の実施日及び時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、診療受入れ時間は、各精神科診療所の診療時間の範囲内で定めるものとする。

第4章 行政相談機関

(行政相談機関からの紹介)

第12条 行政相談機関は、相談業務を行うにあたり、本事業の利用が適切と判断した場合は、精神科病院及び精神科診療所へ紹介することができるものとする。

第5章 さいたま市自殺対策医療連携事業事務局

(設置場所)

第13条 保健衛生局保健部こころの健康センター内に、さいたま市自殺対策医療連携事業事務局（以下「事務局」という）を置く。

(業務)

第14条 事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関間における対象者紹介に関する連絡調整業務を行う。

2 事務局は、その他、本事業に関する業務を行う。

(自殺対策医療連携専用電話の設置)

第15条 事務局には、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関からの相談及び連絡調整を行うための自殺対策医療連携専用電話（以下、「専用電話」という。）を設置する。

2 専用電話の電話番号は、一般には非公開とし、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関のみに周知するものとする。

（開設時間）

第16条 事務局における相談及び連絡調整時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

（連携）

第17条 事務局は、救急医療機関、一般医療機関、精神科病院、精神科診療所及び行政相談機関との密接な連携を図り、円滑な運営を図るよう努めるものとする。

第6章 さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議

（会議の設置）

第18条 さいたま市自殺対策医療連携事業の円滑な運営及び関係機関の緊密な連携を図るため、「さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議」を設置する。

2 本会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日より施行する。ただし、当該要綱の事業については、平成22年10月1日から実施するものとする。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市自殺対策医療連携事業（以下「自殺対策医療連携事業」という。）の実施にあたり、関係医療機関が相互に連絡調整を図り、当該事業の円滑な遂行に資するため、さいたま市自殺対策医療連携事業連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議又は検討を行う。

- (1) 自殺対策医療連携事業の実施に関する意見及び情報の交換
- (2) 自殺対策医療連携事業の運営に関する連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 連絡調整会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) さいたま市4医師会の代表者
- (2) さいたま市内の救急医療機関の代表者
- (3) さいたま市内の精神科病院の代表者
- (4) さいたま市内の精神科診療所の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長および職務代理者)

第5条 連絡調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 連絡調整会議は、議長が招集する。

2 議長が、議事において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、保健衛生局保健部こころの健康センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後はじめて委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、「平成24年3月31日まで」とする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市こころの電話相談員設置要綱

(設置)

第1条 心の健康に関して、専門的な立場から市民の電話による相談に応じることにより精神保健福祉の増進に資するため、さいたま市こころの健康センターにこころの電話相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 相談員は、心の健康づくり推進事業の実施について（昭和60年6月18日健医発第727号厚生省保健医療局長通知）による心の健康づくり相談事業のうちの電話相談を行う。

(任命)

第4条 相談員は、前条の職務を行うために必要な熱意、識見及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 相談員の任期は、地方公務員法第22条の2第2項の規定に基づき、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定める。

(勤務日数及び勤務時間)

第6条 相談員の勤務日数は、原則として週3日以内とし、勤務日の割振りは、所属長が定める。

2 相談員の勤務時間は、原則として午前9時から午後1時30分又は午後1時00分から午後5時30分までとする。

3 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は、勤務を要しない日とする。

(休暇の種類)

第7条 相談員の休暇については、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）に定めるところによる。

(育児休業)

第8条 相談員の育児休業については、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）及びさいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）に定めるところによる。

(給与)

第9条 相談員の給与については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さいたま市条例第18号）及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）に定めるところによる。

(費用弁償)

第10条 相談員が公務のために旅行し、又は通勤のために費用を要したときの費用弁償については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及びさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に定めるところによる。

(退職)

第11条 相談員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職し、相談員としての身分を失う。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 退職を申し出、その承認を受けたとき。
- (3) 死亡したとき。

2 相談員は、前項第2号の規定により退職しようとするときは、退職を希望する日の1月前までに、市長に申し出なければならない。

(社会保険の適用)

第12条 相談員に対する社会保険の適用は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(公務災害の適用)

第13条 相談員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市ひきこもり対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市ひきこもり相談センターの設置にあたり、情報交換等の地域連携を図り、対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、関係機関からなる、さいたま市ひきこもり対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項について協議又は検討を行う。

- (1) ひきこもり対策に関する意見及び情報の交換
- (2) ひきこもり対策事業に関する連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 連絡協議会の委員は、別表に掲げる団体等から選出された者とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および職務代理者)

第5条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 連絡協議会は、会長が招集する。

2 会長が、議事において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、保健衛生局保健部こころの健康センターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後はじめて委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、「平成26年3月31日まで」とする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市ひきこもり対策連絡協議会委員が所属する団体

分類	分類
医療機関	民間相談室 (NPO 法人)
若者・ひきこもり支援機関 (NPO 法人)	発達障害関連機関 (NPO 法人)
ひきこもり支援機関 (NPO 法人)	障害者生活支援施設
サポート高校	就労関連
フリースペース	自立支援ホーム
社会福祉法人	警察

さいたま市リレートサポーター委嘱等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）4条の規定により、リレートサポーターの選考、遵守事項、手当、その他委嘱に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(身分)

第2条 リレートサポーターは、有償ボランティアとする。

(委嘱)

第3条 リレートサポーターは、不登校又はひきこもりなどの状態にある若者の自立支援に対しての深い知識と理解を有し、対象者に心理的配慮のできる者であり、かつ、リレートサポーター養成研修を修了した者のうち、こころの健康センター所長（以下「所長」とする。）が選考し、市長から委嘱を受けた者とする。

2 リレートサポーターの選考を受けようとする者は、所長にリレートサポーター申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及び履歴書を提出しなければならない。

3 所長は、前項に規定する申込みを受けた場合は、面接を実施の上、能力及び適性を判断し、選考を行うものとする。

(任期)

第4条 リレートサポーターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(身分証)

第5条 市長は、リレートサポーターを委嘱したときは、リレートサポーター証（様式第2号）（以下「身分証」という。）を交付するものとする。

2 リレートサポーターは、その職務に際しては、常に身分証を携帯し、請求があったときは提示しなければならない。

3 身分証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 リレートサポーターは、その身分を失ったときは、遅滞なく身分証を返却しなければならない。

(名簿)

第6条 所長は、リレートサポーター名簿（様式第3号）を作成し、管理するものとする。

(住所等の変更)

第7条 リレートサポーターは、申込書に記載した氏名、住所及び連絡先に変更があった場合には、速やかに住所等変更届（様式第4号）を所長に提出するものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 リレートサポーターは、その信用を傷つけ、又はリレートサポーター全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第9条 リレートサポーターは、その活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(活動時間)

第10条 リレートサポーターの活動時間は、1回につき3時間程度とする。

(訪問頻度)

第11条 リレートサポーターの訪問頻度は、対象者1人につき月1回から2回程度とする。

(解嘱)

第12条 所長は、リレートサポーターが次に掲げる場合には、必要な審査を行い、これを解嘱することができる。

(1) 著しく活動成績が悪い場合

(2) 心身の故障等により、活動に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 活動上の義務に違反し、又はリレートサポーターとしてふさわしくない非行のあった場合

(4) 解嘱を希望する場合

(5) 前3号に掲げるもののほか、事業の目的に合致しないと認めるとき

2 リレートサポーターは、前項第4号に該当する場合には、解嘱を希望する日の1か月前までに所長へリレートサポーター委嘱辞退届(様式第5号)を提出しなければならない。

(活動手当及び活動補助費)

第13条 市長は、リレートサポーターに対し、実施要綱第8条第1項第1号に規定する支援1回につき5,000円(活動場所への移動で生じる交通費を含む。)又は5,500円(活動内容に旅費や食糧費が生じる場合)を活動手当として支給する。なお、同条同項第2号に規定する支援については活動手当を支給しないものとする。

2 市長は、リレートサポーターに対し、スキルアップのための研修会、リレートサポーター同士の交流会への参加1回につき1,000円を活動補助費として支給する。

3 活動手当及び活動補助費は、支援を行った日の属する月の翌月15日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日に支給する。

(事故の補償)

第14条 市長は、リレートサポーターを福祉サービス総合補償に加入させるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は所長が定める。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市リレートサポーター訪問等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、不登校又はひきこもり状態にある本人及びその家族のうち、こころの健康センターで継続相談を行っている者に対し、リレートサポーターが家庭訪問等を行うことにより、本人の社会参加に向けて支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体はさいたま市とし、こころの健康センターを実施機関とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という）は、こころの健康センターで継続相談をしている者のうち、不登校又はひきこもり状態である者及びその家族で、リレートサポーターの訪問を希望する者とする。

(リレートサポーター)

第4条 リレートサポーターは市長が委嘱するものとし、リレートサポーターの選考、遵守事項、手当その他委嘱に関し必要な事項は別に定める。

(申込)

第5条 対象者は、担当職員と相談の上、こころの健康センター所長（以下「所長」という。）にリレートサポーター訪問等申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(派遣の決定)

第6条 所長は、前条に規定する申込を受けた場合は、所内会議を開催し、担当するリレートサポーターの選定及びその支援内容を協議し、対象者と調整の上、派遣を決定する。

2 所長は、第1項の規定に基づき決定したリレートサポーターの選定及びその支援内容を、支援内容決定通知書（様式第2号）によりリレートサポーターに通知する。

3 所長は、第1項の規定に基づき当該支援を決定した場合は、リレートサポーター訪問等決定通知書（様式第3号）により対象者に通知する。

(派遣の終了)

第7条 リレートサポーターの派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

(1) 対象者からリレートサポーター訪問等終了依頼書（様式第4号）の提出があった場合

(2) 派遣の必要性が消滅したと所長が認める場合

2 所長は、リレートサポーター訪問終了依頼書が提出された場合には、リレートサポーター訪問等終了通知書（様式第5号）を対象者に、支援終了通知書（様式第6号）によりリレートサポーターに通知する。

(支援内容)

第8条 リレートサポーターは、次に掲げる支援を行う。

(1) 対象者の家庭への定期的な訪問及び不登校・ひきこもり状態の本人の外出の同行等

(2) こころの健康センターが実施する事例検討会議等への参加

(支援状況等の報告)

第9条 リレートサポーターは、前条第1項第1号の支援を行ったときは、支援状況報告書（様式第7

号)を作成し、所長に提出するものとする。

- 2 リレートサポーターは、訪問活動中に事故が発生した場合には、速やかに事故報告書(様式第8号)を所長に提出するものとする。

(指導・助言)

第10条 所長は、リレートサポーターに対し、必要に応じて支援状況についての報告を求め、支援に必要な指導を行う。

- 2 所長は、リレートサポーターに対し、必要な知識及び技能を習得させるための機会を提供するものとする。

- 3 こころの健康センター職員は、リレートサポーターに対して第8条に規定する活動に関する必要な指導及び助言を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業実施要綱

（目的）

第1条 さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業（以下、「本事業」という。）は、日常生活において困難が生じている精神障害者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるよう、保健、医療、福祉等の包括的な支援を提供することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体はさいたま市（以下「市」という。）とし、こころの健康センターを事務局とする。

（支援対象者）

第3条 本事業の支援対象者は、市内に居住し、日常生活において困難が生じているが、通常の支援（保健所等による受診勧奨、障害者総合支援法及び介護保険法によるサービス、診療報酬による往診・訪問看護等）では対応が困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者及びその家族等とする。

- (1) 精神科医療の治療中断者
- (2) 精神疾患が疑われる未治療者
- (3) 精神科病院へ入退院を繰り返す者
- (4) 精神疾患による長期入院後の退院者
- (5) ひきこもりの精神障害者
- (6) その他市が必要と認めた者

（支援期間）

第4条 本事業による支援期間は6ヶ月とし、当該期間内に、必要な支援が適切に提供される体制の構築に努める。ただし、事務局が支援期間を延長することが必要と認めた場合には、6ヶ月を超えて支援をすることができる。

（実施方法）

第5条 本事業は、以下のとおり実施する。

- (1) 事業対象者の決定

事務局は、区役所や保健所等から把握した情報をもとに初期アセスメントを行い、本事業による支援の対象となる者（以下「事業対象者」とする。）を決定する。

- (2) ケア会議の開催

事業対象者及びその家族への個別支援にあたり、以下の内容について協議を行うため、保健、医療、福祉等の関係機関の参画を求めてケア会議を開催する。

ア 支援内容の検討及び個別支援計画の作成

支援目標及び支援内容を協議し、個別支援計画を作成する。

イ 多職種チーム編成

事務局職員及び、保健、医療、福祉等の関係機関の職員（精神科医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、心理職、相談支援専門員等）からなる多職種チームを編成する。

ウ モニタリング及び個別支援計画の見直し

支援が個別支援計画に基づき、適切に実施されているか確認する。また、病状や生活状況の変化

がある場合には、必要に応じて、個別支援計画の見直しを行う。

エ 支援の終了又は延長の協議

支援開始6ヶ月経過時に、本事業での支援の終了又は延長について協議する。

オ その他

個別支援を実施する上で、必要な事項を協議する。

(3) 個別支援の実施

多職種チームは、個別支援計画に基づき、以下の事項を実施する。

ア 訪問支援（アウトリーチ）

事業対象者への病状の診立て、生活状況の確認、生活上の必要な支援、受診勧奨、事業対象者及びその家族等への心理社会的支援等

イ 保健、医療、福祉等サービスの利用支援

事業対象者の医療機関への受診同行、保健、医療、福祉等サービスの利用支援等

ウ 関係機関との連絡調整

支援を実施するにあたり、必要な関係機関との連絡調整等

エ その他

地域生活を継続する上で必要な支援

(4) 事業対象者への評価

多職種チームは、支援開始時と6ヶ月経過時に、事業対象者への評価を行う。なお、支援期間を延長する場合には、延長後、6ヶ月ごとに評価を行う。

(5) 支援の終了又は延長の決定

事務局は、ケア会議における支援の終了又は延長の協議及び事業対象者への評価を考慮し、事業による支援の終了又は延長を決定する。

(6) 事業効果の検証

事務局は、別に定めるところにより、事業の効果等の検証を行うものとする。

(委任)

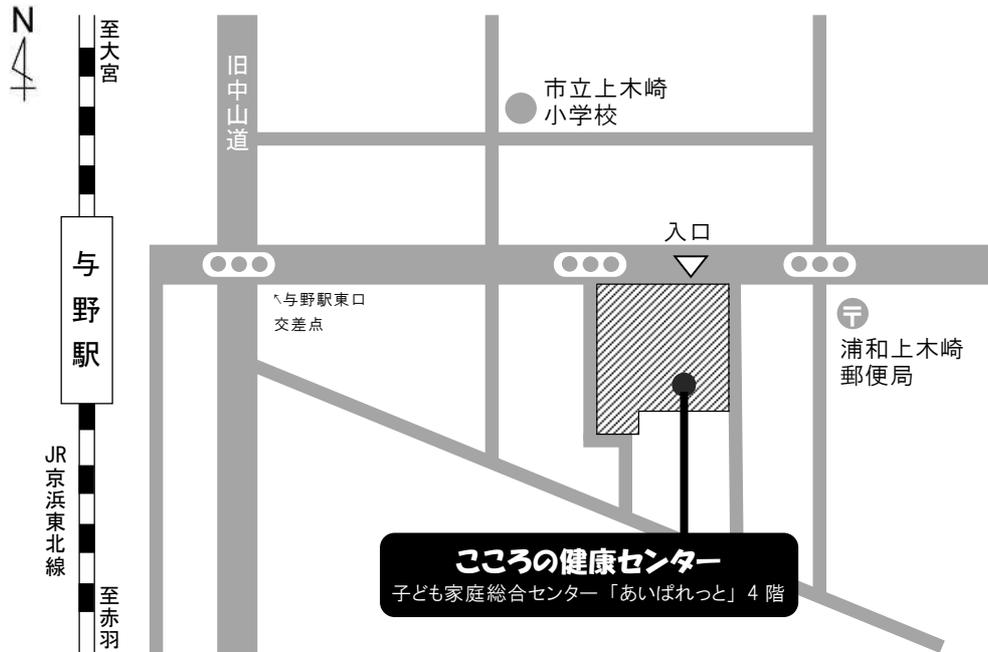
第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市こころの健康センター 案内図



J R 京浜東北線 与野駅東口から徒歩7分

さいたま市こころの健康センター所報 令和5年度

発行者 さいたま市こころの健康センター
〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎 4-4-10
子ども家庭総合センター「あいぱれっと」4階

TEL 048-762-8548
FAX 048-711-8907

発行日 令和6年10月



さいたま市

この冊子は130部作成し、1部当たりの作成費用は、559円(概算)です。